

平成30年 6 月 27 日（水曜日）

第 5 号

## 平成30年第2回北海道議会定例会会議録

## 第5号

平成30年6月27日（水曜日）

## 議事日程 第5号

6月27日午前10時開議

日程第1、議案第1号ないし第8号及び報告第1

号

(質疑並びに一般質問)

## ○本日の会議に付した案件

## 1. 日程第1

## 1. 予算特別委員会の設置

## 1. 議案の予算特別委員会付託

## 1. 予算特別委員の選任

## 1. 議案の新幹線・総合交通体系対策特別委員会付託

## 1. 議案及び報告の常任委員会付託

## 1. 休会の決定

## 出席議員 (97人)

議長 101番 大谷 亨 君

副議長 70番 勝部 賢 志 君

1番 菊地 葉 子 君

2番 阿知良 寛 美 君

3番 浅野 貴 博 君

4番 安住 太 伸 君

5番 池端 英 昭 君

6番 川澄 宗之介 君

7番 小岩 均 君

8番 内田 尊 之 君

9番 大越 農 子 君

10番 太田 憲 之 君

11番 加藤 貴 弘 君

12番 久保秋 雄 太 君

13番 清水 拓 也 君

14番 千葉 英 也 君

15番 塚本 敏 一 君

16番 道見 泰 憲 君

17番 船橋 賢 二 君

18番 丸岩 浩 二 君

19番 梅尾 要 一 君

20番 菅原 和 忠 君

21番 中川 浩 利 君

22番 畠山 みのり 君

23番 藤川 雅 司 君

24番 白川 祥 二 君

25番 新沼 透 君

26番 赤根 広 介 君

27番 田中 英 樹 君

28番 中野渡 志 穂 君

29番 佐野 弘 美 君

30番 宮川 潤 君

31番 荒当 聖 吾 君

32番 安藤 邦 夫 君

33番 山崎 泉 君

34番 佐藤 伸 弥 君

35番 沖田 清 志 君

36番 笹田 浩 君

37番 松山 丈 史 君

38番 市橋 修 治 君

39番 稲村 久 男 君

40番 梶谷 大 志 君

41番 笠井 龍 司 君

42番	中野秀敏君	79番	滝口信喜君
43番	野原薫君	80番	須田靖子君
45番	三好雅君	81番	高橋亨君
46番	村木中君	82番	佐々木恵美子君
47番	吉川隆雅君	83番	三井あき子君
48番	吉田祐樹君	84番	星野高志君
49番	佐々木俊雄君	85番	三津丈夫君
50番	田中芳憲君	86番	平出陽子君
51番	富原亮君	87番	吉田正人君
52番	八田盛茂君	88番	岩本剛人君
53番	松浦宗信君	89番	遠藤連君
54番	東国幹君	91番	加藤礼一君
55番	内海英徳君	92番	喜多龍一君
56番	大崎誠子君	93番	竹内英順君
57番	小畑保則君	94番	本間勲君
58番	角谷隆司君	95番	伊藤条一君
59番	小松茂君	96番	川尻秀之君
60番	千葉英守君	98番	神戸典臣君
61番	長尾信秀君	99番	高橋文明君
62番	中司哲雄君	100番	和田敬友君
63番	藤沢澄雄君	欠席議員(1人)	
64番	村田憲俊君	44番	花崎勝君
65番	北口雄幸君	欠員(3人)	
66番	小林郁子君	69番	
67番	橋本豊行君	90番	
68番	広田まゆみ君	97番	
71番	中山智康君		
72番	大河昭彦君	出席説明員	
73番	志賀谷隆君	知事	高橋はるみ君
74番	吉井透君	副知事	辻泰弘君
75番	真下紀子君	同	窪田毅君
76番	森成之君	同	阿部啓二君
77番	金岩武吉君	公営企業管理者	浦本元人君
78番	池本柳次君	病院事業管理者	鈴木信寛君

総務部長  
 兼北方領土対策  
 本部長 中野 祐介 君  
 総務部職員監 山岡 庸邦 君  
 総務部危機管理監 橋本 彰人 君  
 総合政策部長 小野塚 修一 君  
 総合政策部  
 交通企画監 黒田 敏之 君  
 総合政策部  
 空港戦略推進監 豊島 厚二 君  
 環境生活部長 渡辺 明彦 君  
 環境生活部  
 アイヌ政策監 長橋 聡 君  
 保健福祉部長 佐藤 敏 君  
 保健福祉部  
 少子高齢化対策監 栗井 是臣 君  
 経済部長 倉本 博史 君  
 経済部観光振興監 本間 研一 君  
 経済部食産業振興監 中田 克哉 君  
 農政部長 梶田 敏博 君  
 農政部  
 食の安全推進監 甲谷 恵 君  
 水産林務部長 幡宮 輝雄 君  
 建設部長 岡田 恭一 君  
 建設部建築企画監 平向 邦夫 君  
 会計管理者  
 兼出納局長 小玉 俊宏 君  
 企業局長 根布谷 禎一 君  
 道立病院部長 田中 宏之 君  
 財政局長 森 隆司 君  
 財政課長 古岡 昇 君  
 秘書課長 三橋 剛 君

教育委員会教育長 佐藤 嘉大 君  
 教育部長 坂本 明彦 君  
 兼教育職員監  
 学校教育監 村上 明寛 君  
 総務課長 山本 純史 君

選挙管理委員会  
 事務局 森 弘樹 君

人事委員会  
 事務局 山口 修二 君

警察本部長 和田 昭夫 君  
 総務部長 池田 康則 君  
 総務部参事官  
 兼総務課長 島村 論支敏 君

労働委員会  
 事務局 成田 祥介 君

代表監査委員 東 陽一 君  
 監査委員事務局 佐藤 和彦 君

収用委員会  
 事務局 木村 幸子 君

議会事務局職員出席者

事務局 森田 良二 君  
 議事課 木村 敏康 君  
 議事課主幹 本間 治 君  
 議事課主査 中澤 正和 君  
 議事課主任 小倉 拓也 君  
 同 古賀 勝明 君

午前10時2分開議

○議長大谷亨君 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

---

〔木村議事課長朗読〕

1. 本日の会議録署名議員は、

小 松 茂 議員

千 葉 英 守 議員

長 尾 信 秀 議員

であります。

---

1. 日程第1、議案第1号ないし第8号及び報告第1号

（質疑並びに一般質問）

○議長大谷亨君 日程第1、議案第1号ないし第8号及び報告第1号を議題とし、質疑並びに一般質問を継続いたします。

丸岩浩二君。

○18番丸岩浩二君（登壇・拍手）（発言する者あり）皆様、おはようございます。

それでは、通告に従いまして、順次伺ってまいります。

まず初めに、ヒグマ対策について伺います。

ヒグマ対策については、私は、これまで、平成27年第3回定例会を初めとして、平成28年第2回定例会及び第3回定例会、平成29年第3回定例会において、都市部における人身事故の未然防止の観点から議論をさせていただきましたが、先週来、私の地元・札幌市南区の簾舞や藤野において相次いでヒグマが出没しております。

出没場所が、通学路や庭先、またスキー場といった生活圏内だったこともあり、地域住民の日常生活に多大な影響を及ぼす、極めて憂慮すべき事態となっていることは皆様も御承知のとおりだと思います。

特に、目の前5メートルの自宅庭先に野生のクマが突如あらわれ、コンポストを破壊し、堆肥をむさぼるさまをただ見守らなければならなかった御家族は、さぞかし心配であったでしょうし、その不安な気持ちは、道警や札幌市が付近のパトロールを強化しても、簡単に拭えるものではなかろうと推察いたします。

私の自宅付近でも、これまで瘦せたクマの出没はあったものの、今年は、いまだかつてない、子どもを守るために神経質になっていると言われる親と子のクマが目撃されるなど、以前に比べて、ヒグマの行動パターンに変化が生じてきたのではないかと感じています。

そもそも、人は里で、ヒグマは山の奥で別々に生活してきたはずであり、市街地の拡大が一段落した昨今、ヒグマが、これほどまで、人口の密集した市街地に平気であらわれるのは異常事態と思えてなりません。

近年のアウトドアブームをきっかけとして、登山などを楽しむようになった方々や、インバウンドで道内や私の地元・札幌にお越しになった方々が、そうした問題グマといつ遭遇しても不思議

ではなく、一たび何かあれば、取り返しのつかないことになるのではないかと大変危惧をしているところでもあります。

ヒグマの問題については、先ほども申し上げましたとおり、これまでも繰り返し質問させていただきましたが、そろそろ、都市部におけるヒグマ対策を再考し、市街地や市町村の区域を超えて人里に繰り返し出没する、人への警戒心が希薄なヒグマへの対応を真剣に考える時期に来ていると思います。

以前は、鈴を鳴らして山に入れば、臆病なヒグマはみずから人から遠ざかると話に聞いていましたが、市街地の喧噪や自動車騒音にも反応せず、人里にあらわれるヒグマは、そもそも、市街地へ出ようとする好奇心が、人を避けようとする警戒心を上回っているから、人里に出没するのではないのでしょうか。

市街地では、人との遭遇のリスクが極めて高くなり、山から出てきた個体は、いつ問題を起こしてもおかしくありません。

こうしたヒグマは、その地域では既に問題個体なわけであり、道民の安全、安心を第一に考慮し、音、光による警報システムや監視カメラの設置など、これまでの対策から一步踏み込んだ、市街地に繰り返し出没するヒグマへの広域的なアーバンベア対策が必要と考えますが、認識をお伺いいたします。

次に、アイヌ政策について伺います。

政府は、先月14日に、総合的なアイヌ政策を検討するアイヌ政策推進会議を開き、国が制定を目指すアイヌ民族に関する新法について、従来の福祉政策から、地域振興や産業振興、国際交流を含めた幅広い取り組みなどを盛り込むことを確認いたしました。

座長を務める菅義偉官房長官は、この会議で、今後、未来志向のアイヌ政策となるよう丁寧に検討していく、そして、アイヌの皆様の自立を図るための立法措置を検討していくと述べられております。

この会議に出席した北海道アイヌ協会の加藤忠理事長は、福祉としての民族政策からの転換で、法律が成立すれば歴史的な一ページになると評価を述べられており、この新法は「2020年までの制定を目指す」と報道されております。

私は、歴史的な取り組みであるだけに、アイヌ民族の方々はもとより、幅広く意見を聞き、道民を挙げての合意形成が図られた新法となるように、道としての役割を担うべきと考えますが、この会議に出席された高橋知事としては、どのような思いや考えを持ち、この会議に臨まれ、どのような発言をされたのか、また、今後、新法の制定に向け、道としてどのように対応するおつもりか、所見をお伺いいたします。

次に、民族共生象徴空間について伺います。

国は、2020年4月24日の一般公開に向けて、本年2月から、国立アイヌ民族博物館の建設工事に着手するなど、施設整備を進めており、今後の方針として、関係機関が一体となって、象徴空間や周辺施設の整備、管理運営方法の検討など、準備活動を本格的に推進することとし、象徴空

間の管理運営の具体化に当たっては、アイヌ文化の復興、創造及び国民理解の促進を図る拠点として、施設整備と一体的に管理運営方法の検討を進めること、文化伝承、人材育成などにおいて各地域の活動と連携し、相乗効果を享受できるネットワークを確立することなどを基本としております。

このための検討事項として、国からの委託等による象徴空間の一体的運営や、料金収入などを自主財源として活用した、積極的、自立的な事業展開を基本として準備すること、平成30年夏ごろまでに、国、運営主体を中心に、営業日時、料金体系、徴収方法、飲食、物販事業などのあり方を検討、整理するとしております。

こうした準備活動に対し、道は、どのようにかわり、役割を果たしていこうとするのか、知事の所見をお伺いいたします。

次に、北海道アイヌ生活実態調査について伺います。

道は、従来、7年に1度実施し、平成30年からは5年ごとに実施するとしていた北海道アイヌ生活実態調査を1年前倒しして昨年行いましたが、調査総数は、平成25年が1万6786名であったのに比べ、今回の調査では大幅に減少したと聞くところであります。その原因は、個人情報保護に関する意識の高まりにより、調査への協力が得られにくくなったからではないかと考えられています。

そうした状況を改善し、より多くのアイヌの方々の協力が得られるような方策を検討すべきと考えますが、知事の見解を伺います。

また、5年ごとに実施される生活実態調査は、アイヌの方々の意向が反映されていないとの指摘もあるため、よりアイヌの方々の現状やニーズを把握できるよう改善する必要があるのではないかと考えますが、あわせて見解を伺います。

次に、アイヌ生活相談員についてお伺いをいたします。

アイヌ生活相談員は、アイヌの方々が居住する市町村が、国の補助制度を活用するなどして、それぞれの判断により配置をしておりますが、生活相談員が置かれていない空白地域が存在しております。

この空白地域において、ある市町村の生活相談員が、近隣の町に出向き、相談を受けているという現状があります。これは、当該市町村外での活動となり、交通費も支給対象外で、ボランティア活動になっていると聞いておまして、望ましい状況ではありません。

地域の相談需要の問題もあるため、全ての市町村に生活相談員を置くべきとは考えませんが、空白地域に居住するアイヌの方々のために、道として、生活相談員を配置して対応すべきと考えます。

同時に、市町村の正職員ではなく、嘱託などとして雇用されている職員の待遇が、数十年にわたり改善されていない例があるとも聞いております。

この待遇改善を図るよう、道が市町村と協力しつつ、国に要請すべきと考えますが、生活相談員の配置とあわせて、見解を伺います。

次に、まちづくりを支える人材の育成について伺います。

町内会や自治会といった住民組織は、住民同士が協力し合い、清掃活動や緑化活動、防犯、防災、子どもや高齢者の見守り、住民同士の親睦、地域行事の運営など、住民が地域で生活をするために欠かせない活動を自主的に行っております。

このように、町内会などの住民組織は、まちづくりの根幹を担うという重要な役割がありますが、現状では、高齢化や参加意識の低下などにより、住民の加入率が年々減少しているほか、参加者が固定化したり、若年層の参加が得られず、高齢者中心で構成されるなどの状況が見られます。

特に、空室が目立つ集合住宅では、担い手不足の問題だけではなく、共益費の値上がりといった、さまざまな問題も発生しており、コミュニティーの維持が非常に厳しい状況となっております。

先般の報道でも、役員のなり手不足が大きな課題となっていることや、過去5年間で地域の催しをやめた団体が25%もあり、特に子どものお祭りや敬老会など、住民が交流をする行事の廃止が目立っていることが取り上げられ、住民組織の機能低下が問題となっております。

こうした傾向は、高齢化や人口減少に悩む地方だけの問題ではなく、むしろ、参加意識の希薄化が進む札幌などの都市部においても顕在化しており、町内会や自治会の活動を継続していくことができない状態となっていくことが危惧されております。

私は、今後、高齢化が進行し、現役世代が減少する将来においては、住民が協力して地域活動を担う仕組みがより一層必要になると考えます。

そこで、こうした仕組みを支える人材の育成について、以下伺ってまいります。

今申し上げたような住民組織の役割や必要性については、本来、家庭で教えるべきもの、あるいは地域社会の中で自然に学んでいくものであり、私自身も、祖父母や両親からの教え、地域の方々とのさまざまな触れ合いを通じ、道徳心や地域におけるかかわり合いの重要性が自然に身についたと自覚しております。

しかし、地域におけるかかわり合いやきずなが希薄化している現状では、家庭や地域が果たしてきた役割の一端を学校教育が担っていくことも必要ではないかと考えます。

そこでまず、町内会や自治会などの住民組織について、現状の学校教育の中ではどのように取り扱われているのか、お伺いをいたします。

折しも、本年度から小学校で道徳が教科化されており、協力し合うことや助け合うことの大切さなども指導内容に含まれていることは承知をしておりますが、こうした指導内容は、まさに、住民組織の意義や必要性、大切さと意を同じくするものであり、今後、理解促進に向けた指導が充実強化されることに期待をしております。

子どもたちには、自分たちの生活が、ごみステーションの清掃や除排雪、見守りパトロールをしてくれる人によって陰ながら支えられており、町内会、商店街、企業などの方々力が合わせてお祭りや盆踊りなど開いてくれることによって、地域の伝統や世代間交流が守られていること



を学んでほしいと思います。

そこで、自分が暮らす地域に関心を持ち、ふるさとを大切に、よりよい地域づくりに向けて行動する人材をより多く育成するために、学校教育として、今後、どのように取り組んでいかれるおつもりか、教育長の見解をお伺いいたします。

最後に、道の広報活動について伺います。

知事は、就任以来、御自身による情報発信にこだわりを持ち、毎週、定例記者会見を開かれ、新聞、テレビなど各種の媒体を活用して、タイムリーかつ効果的に道政に関する情報の発信に努めているほか、現場主義をモットーに、道内の各地域を訪問し、各界各層の方々と対話する機会の確保に努められていると承知しております。

また、これまで、道は、広報紙やインターネットなどを通じ、道政に関する情報提供に努めてこられたと承知しておりますが、私自身が地域の方々と意見交換を行う中で感じるのは、道政に関する道民の関心が高まったり、理解が深まったりしていないのではないかということでもあります。

地方創生、経済の活性化、雇用創出、交通問題や、先ほど申し上げたアイヌ文化の振興、慢性化している道の財政難など、道はまだまだ多くの課題に直面しております。

こうした道政の課題を着実に解決していくためには、道政にかかわるさまざまな情報を道民の皆さんと共有し、道政への理解と信頼を得ることが極めて重要と考えますので、それらに対する道の考え方を伺ってまいります。

まず、広報活動の効果について伺います。

現在、道では、広報紙「ほっかいどう」の発行、テレビ番組の放映、新聞紙面への「みなさんの赤れんが」の掲載といった従来の取り組みのほか、メールマガジンやブログといった、インターネットを活用した広報活動も行っております。

そうした現在の広報活動による効果を知事はどのように認識しているのか、まずお伺いをいたします。

次に、新たな広報活動への取り組みについて伺います。

本年は、北海道命名150年を迎え、道民も参加するさまざまなイベントが催される予定となっております。

道は、150年関連事業の基本方針の中で、2018年を節目と捉え、積み重ねてきた歴史や先人の偉業を振り返り、感謝し、道民、企業、団体など、さまざまな主体が一体となって、未来を展望しながら、互いに認め合う共生の社会を目指す、また、道民一人一人が新しい北海道を自分たちの力でつくっていく気概を持ち、北海道の新しい価値、誇るべき価値を共有し、国内外に発信すると宣言し、北海道の未来創造に向けた決意を語っておられます。

私は、そうした未来に向けた取り組みを進めるためには、まず、道民一人一人が、冒頭に申し上げましたような、北海道が現在直面する課題に真摯に向き合い、皆で考え、行動していくことが重要であると考えます。

そのために広報活動が果たす役割は大変重要であり、その効果を高めるには、これまでのやり方に加え、さまざまな媒体や情報発信の機会を通じた新たな取り組みが必要ではないかと考えますが、道としてどのように取り組んでいくのか、知事の見解をお伺いいたし、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）丸岩議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、アイヌ政策に関し、まず、新たな法律の制定についてであります。アイヌ政策の再構築に向けて、昨年度、国が道内外で実施した意見聴取や道の実態調査などにおいては、依然として、進学率などに格差が見られるほか、教育や生活の向上、文化振興施策の充実を求める意見も多かったところであります。

私といたしましては、アイヌの人々の社会的・経済的地位の向上が一層図られるとともに、民族としての誇りが尊重される社会の実現が何より重要と考えているところであり、さきに開催された国のアイヌ政策推進会議においては、アイヌの人たちの声を踏まえ、十分な理解を得ながら、立法措置の検討を進めていただくよう申し上げたところであります。

我が国の先住民族政策の根拠となる総合的な法律の制定は、アイヌの人たちにとって長年の悲願であることから、立法措置の検討を加速し、早期に制定できるよう、道として、引き続き、アイヌ協会と連携しながら、国に対して強く働きかけてまいります。

次に、民族共生象徴空間についてであります。道では、国や民間企業と一体となって、象徴空間の開設準備を支援するプロジェクトチームを設置し、機運の醸成に取り組むとともに、プロモーション活動を実施してきているところであります。

また、今年度から、アイヌ民族文化財団に6名の職員を派遣し、伝統芸能や体験交流プログラムの運営準備などに対しても支援を行っているところであります。

道といたしましては、2020年4月の一般公開に向けて、今後、より一層の情報発信が必要と考えるものであり、今年度は、アイヌにゆかりのある著名な方々に協力をいただき、アイヌ文化の魅力の発信などを行う日本縦断PRキャラバンを実施するとともに、修学旅行を初めとした誘客促進にも取り組んでまいりたいと考えております。

また、象徴空間の周辺地域の受け入れ体制の整備や交通アクセスの充実など、開設準備が円滑に進むよう、地元・白老町、そして経済界の方々と連携し、積極的な役割を果たしてまいりたいと考えております。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 環境生活部長渡辺明彦君。

○環境生活部長渡辺明彦君（登壇）市街地に出没するヒグマ対策についてであります。道におきましては、昨年3月に北海道ヒグマ管理計画を策定し、ヒグマの絶滅を回避しつつ、あつれきを起こす問題グマを発生させない取り組みなどを講じることとしたところでございます。

近年、人を恐れないヒグマの市街地への出没が大きな問題となっており、道といたしましては、住民生活の安全面から、侵入の未然防止対策と、隣接した市町村による連携が重要と認識しているところでございます。

このため、現在、振興局単位で設置しております、市町村等で構成するヒグマ対策に関する地域協議会について、今後、振興局を超えて、隣接する市町村にも参加を呼びかけるとともに、河畔林の草刈りによる移動経路の遮断など、市街地の特性に応じた新たな広域的ヒグマ出没対策を講じ、市町村や研究機関と連携して、地域住民の安全の確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 環境生活部アイヌ政策監長橋聡君。

○環境生活部アイヌ政策監長橋聡君（登壇）アイヌ政策に関し、初めに、生活実態調査についてでございますが、本調査については、道内におけるアイヌの方々の生活実態を把握するため、市町村やアイヌ協会に協力をいただきながら実施しておりますが、アイヌ協会の会員が、高齢化などにより減少していることや、地方から都市部への転出により動向把握が難しくなったこと、また、個人情報保護に関する意識の高まりにより調査への協力者が減っていることなどから、調査対象者数は減少してきているところでございます。

今後のアイヌ政策については、実態調査の結果を踏まえ、効果的に推進していくことが重要と考えておまして、道といたしましては、調査の趣旨について十分理解をいただきますとともに、アイヌの方々の現状やニーズをより正確に把握できるよう、国、アイヌ協会の意見をお聞きしながら、今後の調査方法や内容などについて検討してまいります。

次に、生活相談員についてでございますが、アイヌの方々が居住する市町村が、国と道の補助金を活用して、生活館などに配置しております相談員は、地域に暮らすアイヌの方々に対し、奨学金や生活資金の貸し付けに関する助言を行うなど、最も身近な相談窓口として、重要な役割を果たしているものと認識いたします。

相談員がいない地域につきましては、北海道アイヌ協会が相談対応をしているところでございますが、昨年度、国が実施をした、アイヌ政策の再構築に向けた意見聴取において、こうした地域への相談員の配置や給与などの待遇改善に関する意見も出されているものと承知してございます。

道といたしましては、こうしたアイヌの方々の声を受けとめ、今後の相談体制について、アイヌ協会と連携して検討いたしますとともに、待遇の改善についても、関係市町村の意見を伺いながら、国に対して、必要な要請を行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総合政策部長小野塚修一君。

○総合政策部長小野塚修一君（登壇）まず、道の広報活動の効果についてでございますが、道では、これまで、道の施策や課題、地域の魅力を発信するため、道民の皆様へ直接お届けしている広報紙や新聞広告、テレビ番組といったアナログ系の広報ツールに加え、インターネットの浸透

に伴い、利用が広がっているホームページやブログ、ツイッター、ユーチューブなどのネット系の広報ツール、さらには、民間企業と連携した街頭ビジョンや自動販売機、店舗、商品パッケージの活用などを通じ、広く情報発信に努めているところでございます。

こうした中、例えば、情報発信の主要なツールであるホームページにおきましては、現在、年間で約1億2300万件といった多くのアクセスがあり、また、道庁ブログについては、平成22年12月の開始以来、本年1月に累計で1000万アクセスを突破するなど、道政や地域の情報の効果的な発信につながっているものと考えております。

次に、今後の広報活動についてでございますが、さまざまな道政上の重要課題に的確に対応していくためには、幅広い道政情報を道民の皆様と共有することを通じ、道政への理解と協力を得ることが不可欠であり、道の重要施策や地域に身近な情報などをタイムリーにわかりやすく提供していくことは大変重要であると認識しております。

このため、道といたしましては、今後とも、道民の皆様の道政への理解が深まるよう、テレビやラジオ、広報紙、新聞など、従来の広報媒体のほか、道内の映像コンテンツや道政情報を動画で配信する北海道庁インターネット放送局など、ネット系の広報ツールの充実に向け、マスコミ関係者や住民から公募した委員などで構成する北海道広報広聴推進会議の御意見をお聞きするとともに、民間企業等との協働をさらに進め、多様な手法を用いた効果的な情報発信に積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 教育長佐藤嘉大君。

○教育長佐藤嘉大君（登壇）丸岩議員の御質問にお答えいたします。

まちづくりを支える人材の育成に関し、まず、学校教育における町内会などに関する学習についてであります。学校教育においては、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うことを目標としており、学校行事等のさまざまな教育活動において、地域とつながり、地域の方々の積極的な協力を得ながら、子どもの学びや生活の充実を図る必要があると考えております。

こうした考えのもと、学校では、例えば、小学校の社会科では、町内会が交通安全運動や防犯活動などに協力をしていること、中学校の社会科では、住民の福祉は自発的努力によって実現するものであり、住民参加による住民自治に基づくものであること、高等学校の家庭総合では、住民相互の助け合いなどに触れながら、地域社会の一員として地域福祉を充実させることが大切であることなどについて学習することになっております。

次に、今後の取り組みについてであります。子どもたちが、ふるさとへの愛着を持ち、社会の形成に参画する意欲を高めるためには、社会とのつながりの大切さなどについて、実感を伴って理解できるようにすることが重要であり、道教委では、子どもたちが、地域を活性化する方法を地域の方々とともに考える取り組みを行うことなどを通して、社会の中で自分の役割を果たそうとする意欲を高め、地域を担う人材として成長することを目指した小中高一貫ふるさとキャリ

ア教育推進事業などに取り組んできたところでございます。

今後は、こうした実践事例の活用や、地域住民等が学校運営に参画するコミュニティースクールの導入の一層の促進などを通して、学校と地域が連携して子どもたちの学びを支える協働体制づくりを支援し、地域の未来をつくり出す人材の育成に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 丸岩浩二君の質問は終了いたしました。

佐々木恵美子さん。

○82番佐々木恵美子君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従いまして、公立学校の教員の働き方改革と「北海道アクション・プラン」について質問してまいりたいと思います。

初めに、教員の働き方を定めている給特法の立法趣旨と制定過程について、知事と道教委の認識を確認しておきたいと思います。

給特法の1条では、公立学校の教員の時間外勤務及び休日勤務について、教員の職務と勤務態様の特殊性に基づいて特例を定めるとしています。

3条の1項、2項では、時間外勤務に対する割り増し賃金の支払いを義務づけた労働基準法37条を適用せずに、給料月額4%に相当する教職調整額を支給するものとしています。これにより、教員には時間外勤務手当を支給することなく、正規の勤務時間を超えて勤務させることが可能となっています。

しかし、一方で、教員の長時間労働が無制限に行われることを防止するため、給特法6条1項及びこれに基づく政令、条例などにおいて、原則として時間外勤務を命じないとした上で、いわゆる限定4項目の業務について、臨時または緊急のやむを得ない必要があるときに限って、例外的に時間外勤務を命ずることができるとしています。

このように、給特法は、限定4項目以外の時間外勤務そのものを、労働基準法にある三六協定を条件に容認するというのではなく、禁止していると考えられています。

なぜ、労基法や地方公務員法とは別に、教員に対して給特法という別の法律をわざわざつくっているのか、それは、ひとえに、教員の職務と勤務態様に特殊性があると理解されているからです。

すなわち、当時、給特法の制定に携わった文部省官僚の宮地茂が執筆した「教育職員の給与特別措置法解説」という本や国会での議論によれば、高度に文化的、精神的な営為である教育の仕事に従事する教員の職務は、極めて複雑、困難かつ高度な問題を取り扱うものであって、一般の労働者や一般の公務員とは異なる特殊性があるとともに、その勤務態様も、学校内での授業や学校外での家庭訪問などのほか、勤務時間内あるいは長期休業期間中における自主的な校外研修への従事など、多種多様であって、管理監督者が教員の勤務の実態を直接把握することが困難であるという特殊性が認められると説明されています。

こうした特殊性があることから、教員の勤務の全てについて、一般の行政職員と同様な、ストップウォッチを握ったような形での時間的計測あるいは時間的管理は必ずしも適当でないと国会

でも答弁されているわけであります。

これは、1971年5月20日、参議院文教委員会における佐藤達夫人事院総裁の答弁であります。その結果、正規の勤務時間の内外を問わず、教員の勤務を包括的に評価し算定した教職調整額を支給することが妥当と考えている、こうした認識でよろしいか、まずお伺いしたいと思います。

次に、道教委が策定をしたアクション・プランにかかわって、まずは、学校閉庁日についてお聞きいたします。

アクション・プランによれば、学校閉庁日の出勤簿の取り扱いは、勤務を要しない日ではなく、勤務を要する日となっております。したがって、先生たちが出勤しない場合は、年休や振りかえなどの休暇処理を求められます。

問題は、学校閉庁日に、年休も振りかえも取得せず、出勤するという先生がいた場合です。道教委は、出勤も可とし、この場合、開錠、施錠は出勤する者の責任で行うと言っております。

閉庁した学校を開庁するという事はどういう意味なのか、閉庁した学校を開庁したら、それはもう学校閉庁日ではないのではないのか、この矛盾についてお答えください。

そして、休暇をとりやすい環境を整えたとしながら、なぜ、学校閉庁日を夏季休業期間だけに限定するのでしょうか。

道教委が、本気で、休暇をとりやすい環境を整えたいと考えているのであれば、時期や期間を限定せずに、年次有給休暇がとれるよう環境を整備することが、使用者としての法律上の義務であります。

したがって、休みがとりにくいと言われている課業日にこそ、休暇がとれるようにすべきであり、そうしたことが道教委において今回議論されたことと思いますが、その経緯を明らかにしていただきたいと思っております。

次に、先生方の働き方に対する意識を改革し、時間外勤務を減らすために導入するとしている、勤務時間を客観的に把握し集計するシステムの構築についてお尋ねいたします。

学校現場では、この6月から、10の実験校において、スクールネットを利用してパソコンによって、あるいはタイムカードを使って、教員各自が出勤時間と退勤時間を記録することが実施されております。

勤務時間を意識した働き方を実現するとして行わせているようではありますが、その途中経過について、具体的な説明を求めます。

当然、先生方の働き方の意識改革がなされ、時間外勤務が減り、教員のワーク・ライフ・バランスが図られつつあるものと思っておりますが、効果についても詳しくお答えいただきたいと思っております。

その上で、以下、パソコンやタイムカードを使って、教員の出勤時間と退勤時間を管理することの問題点について指摘いたします。

こうしたシステムの導入は、さきに確認した給特法の趣旨からしてあり得ないということであ

ります。なぜなら、給特法は、一般の労働者や一般の公務員とは異なる特殊性がある教員の勤務は、時間で計測することにはなじまない性質であるということを前提としているからです。

それにもかかわらず、時間的に計測をするということは一体どういうことなのでしょう。法の趣旨を損ね、教員の働き方をゆがめようとしているのではないのでしょうか。この矛盾をどのように説明するのか、法的根拠も含めてお答えください。

また、法令遵守を叫ぶ道教委は、給特法が前提としていない、限定4項目以外の違法、法外な勤務については、あすから一切それに従事することを禁止する通知を出すとともに、道教委が学校現場にたびたび指導してきている法令遵守を徹底し、違反した場合は法令違反として処分すべきではないのでしょうか。法令遵守を執拗に求めてきた道教委がまずやることはこのことではないのでしょうか。なぜ、真っ先にこれをやらないのか、明確な理由をお答えください。

また、こうしたシステムを導入しても、時間外勤務、多忙化を解消することにはつながらないということでもあります。

電通の過労自殺など、民間での実例から、実効性がないことが明らかになっているにもかかわらず、なぜ、学校では時間外勤務の解消につながると考えたのか、その根拠を具体的に答えていただきたい。

そもそも、勤務時間を意識した働き方をすると、時間外勤務、多忙化を解消することにつながるという考え方に至ったのはなぜでしょうか。その根拠は何でしょうか。具体的なデータ、民間の実例など、相当な科学的な根拠があつてのものだと考えますので、それを示していただきたいと思います。

次に、一つの提案をしたいと思います。

本気で、教員の働き方を改革し、時間外勤務をなくしたいのであれば、例えば、次のような文書を、生徒向け、保護者向けに教育長名で出してはいかがでしょうか。読み上げてみます。

教員の働き方を改革し、時間外勤務をなくするために、教員の勤務を時間的に計測、管理する働き方をすることになりました。

したがって、これまで学校で実施してきた以下のことについては、法令にのっとり一切行わないこととします。

つきましては、御家庭での御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今読み上げた文書の中の「一切行わないこと」とは何でしょうか。それは、部活動、それから、休憩時間中の一切の教育活動であります。

部活動は、教育課程の外にある活動であり、教員の本務外の活動と考えれば、教員個人の私的、自主的な活動ということになります。そうだとすれば、こうした活動を教員の正規の勤務時間に行うことは、教員が本来の職務に専念しなければならない時間に、私的あるいは自主的な本務以外の活動に従事することになり、職務専念義務違反になると考えますが、いかがでしょうか。

加えて、部活動が教員の自主的な活動だ、本務以外の活動だという前提で考えますと、北海道

の公的な施設設備を、私的な団体がどのような理由でもって独占的に使用することが許されているのか、水道光熱費の負担をさせることなく、無償で提供している理由は何なのか、道教委の明確な答弁を求めます。

また、部活動が教員の本来の職務であるとするならば、勤務時間終了後に日常的に行われている部活動は、給特法が前提としていない違法あるいは法外な時間外勤務ということになると考えますが、いかがでしょうか。

学校現場に対して執拗に法令遵守を要求し続けてきた道教委自体が、法令遵守をないがしろにしていると考えますが、この点の明確な答弁を求めます。

各種の調査ではっきりしているように、教員の長時間労働の最大の要因は部活動であります。

学校現場では、部活動は放課後に行うことが前提とされており、加えて、連日連夜、土曜日、日曜日も関係なく、恒常的に行われております。こうした教員の長時間労働の最大の原因を長年放置しておきながら、タイムカード等の導入によって、勤務時間を意識した働き方を実現しようとする道教委の政策立案は、目的と手段を履き違えた、思いつきの範囲を出ない、極めて拙速なものと断罪するほかありません。

道教委は、法令遵守を叫び続けているわけですから、給特法が前提としない違法、法外な部活動による時間外勤務、長期間の遠征や合宿を放置することなく、給特法という法令を遵守して、こうした活動を禁止するように指導するべきだと考えますが、いかがでしょうか。

次に、休憩時間についてですが、小中学校におきましては、給食指導があるために、休憩時間を昼にとることができずに、午後3時半ごろに、高校においては、お昼の12時半前後に設定していると伺っております。

小中学校の教員の休憩時間をこの時間帯に設定しているという点について、文科省が「新学校管理読本」という解説本で明確に述べているように、脱法行為であります。

したがって、本来は、お昼の時間帯に先生方の休憩時間を設定しなければならないことから、教員は、児童生徒の配膳、食事には一切かかわれないこととなります。全て子どもの自己責任で対応しなければならないこととなりますが、どのようにお考えでしょうか。

そもそも、休憩時間は、全ての労働から解放されなければならないわけですが、学校現場の実態はそうなっているのでしょうか。まさか、この時間帯や午後3時半ごろに、校長が主宰する職員会議、児童会、生徒会の会議、各種打ち合わせに先生方が従事していることはよもやないですね。そのことをお伺いしたい。

法令遵守を徹底してきた以上、当然、休憩時間中の労働は一切ないはずと思いますが、お答えください。

仮にあったとしたら、労働の無償提供であり、これを黙認している道教委は、使用者としての労基法違反となります。

また、高校では、お昼の時間帯になっているわけですが、この時間帯の一部、20分程度が、恒常的に、生徒会・委員会活動、生徒からの質問への対応、校内巡視、生徒との面談などに充てら



れていると伺っております。

このように、労働から解放されていない実態があります。これは明確な労基法違反となり、使用者である道教委は、労基署から是正指導を受ける対象になります。

時間で明確に区切った働き方を前提とするタイムカードを導入するということは、こうしたことも一切なくすことになるものと考えますが、よろしいのでしょうか。

重ねて指摘しますが、法令遵守ですので、休憩時間中には一切の労働からの解放を図る必要があるわけです。

法令遵守を、道教委にとって都合のよい場面だけ、やりやすいところだけ、つまみ食いの適用するという身勝手な姿勢は許されないのではないのでしょうか、見解を求めます。

小学校の学芸会、運動会の準備には膨大な時間がかかります。したがって、その期間である1学期には相当の時間外勤務が発生します。中学校や高校の学校祭の準備も、同様に、勤務時間を超えて行われており、法令違反となります。これについても、法令遵守の観点から一切かかわれないこととなります。

こうした学校行事にかかわる一切合財の時間外勤務にかかわる時間帯について、これもまた時間で区切った働き方にするという事になれば、全て子どもの自己責任で対応しなければならないこととなりますが、いかがでしょうか。

勤務時間外の準備、勤務を要しない土曜、日曜の準備は禁止するのでしょうか。それとも、学校祭の内容を縮小するのでしょうか。学校祭はやめるのでしょうか。道教委は学校現場をどのようにしようとしているのでしょうか。

高校における、いわゆる土曜日講習は、勤務を要しない日に行われているので、これもまた法令違反となるように感じますが、直ちにやめさせなければならないのではないのでしょうか。まさか、自主的にやっていたりなどと言いつけをするようなことはないと思いますが、いかがでしょうか。

法令遵守を徹底させようとする道教委の管理下にある道立高校において、こうした実態があるということは矛盾していると考えますが、どう説明しますか。

平日の、いわゆる進学講習も、勤務時間を超えて行われることが多いと聞いています。これも説明を求めます。

道教委の言う法令遵守の観点から、勤務時間外にはできないものと考えてよいと思います。いかがでしょうか。

校舎の施錠——鍵かけについてですが、機械警備であることから、施錠を担当する者は、勤務時間終了後に、法令違反となることを回避するため、勤務時間が過ぎたことを確認しながら施錠せざるを得ず、日常的に1分、2分の時間外勤務が蓄積されていくこととなりますが、この矛盾を解決するための具体的な方策を説明願います。

かつてガードマンさんがいたころに戻し、人的警備に戻さないと、校舎の施錠はできないこととなりますが、今の機械警備のシステムから戻すということを考えていると理解してよろしいの

でしょうか。法令遵守ですので、そうならざるを得ないと考えますが、いかがでしょうか。

任意団体である校長会、教頭会の業務、例えば会報の原稿書きや編集作業などが、勤務時間内に、かつ、学校の施設設備を使用して行われているという話を聞きました。これは本来業務ではなく、勤務時間中の職務専念義務違反になり、処分の対象と考えますが、いかがでしょうか。当然、校長会、教頭会には指導しているものと思います。

次に、喫煙に伴う職場離脱についてであります。そもそも、本庁横に喫煙スペースがありますが、なぜ設置されているのか、全く理解できません。

勤務時間中に職員が利用しているでしょうが、勤務時間中の職務専念義務の遵守の観点からは、甚だ疑問であります。

あえて言わせていただきますが、学校に対して法令遵守をうたっている道教委の職員が、ただの一人も行っているということはないですよと、そのことを申し上げたい。これは、まさに勤務時間中の職務専念義務違反となり、処分の対象と考えますが、いかがでしょうか。

以上挙げたように、一方で法令遵守を言い、他方で、給特法を守らずに、自分たちに都合よく先生たちを働かせる、その姿勢は、矛盾に満ちた御都合主義そのものであり、教育行政に携わる者として、学校の運営を統括する者として、自信を持って子どもたちの前に立てるのでしょうか。そんな大人が、学校現場で道德教育をするときに、どういうふうにおっしゃるのでしょうか。恥ずかしいと思わないのでしょうか。

最後に、学校における働き方改革について、知事に伺います。

給特法の制定から約半世紀を経過し、これまで述べてきたように、休暇の取得、部活動のあり方、各種学校行事、休日の講習など、学校職場をめぐる環境は大きく変化をしてくれています。

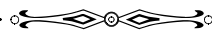
道教委は、学校現場にはさまざまな法令遵守を強く求める一方、いわゆる限定4項目以外についても時間外勤務をしていることを見過ごしています。特に、勤務時間外の部活動指導は教員の自発的な業務とされているなど、法律と実態の乖離は見過ごすことができない状況となっており、このことを直視せずに、実態に即した働き方改革を進めていくことは不可能であります。

知事は、公立学校教員の勤務実態を踏まえ、学校の働き方改革についてどのようにお考えか、所見をお伺いいたします。

明確かつ真摯に、誠実な答弁、そして、子どもたちにしっかりと納得してもらえる答弁を求め、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）（「議長、議事進行」と呼び、その他発言する者あり）

○議長大谷亨君 ただいま議事進行に関する発言がありましたので、このまま暫時休憩いたします。

午前10時53分休憩



午前10時55分開議

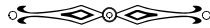
○議長大谷亨君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

村木中君。

○46番村木中君 ただいまの佐々木恵美子議員の公立学校職員に関する質問のうち、道庁の喫煙スペースの設置に関する部分については、通告の範囲を超えておりますので、議長において適切に措置されるように求めます。

○議長大谷亨君 議事進行に関する発言がありましたので、このまま暫時休憩いたします。

午前10時57分休憩



午前 11 時 開議

○議長大谷亨君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の本会議における村木中君の議事進行発言の取り扱いについて協議した結果、休憩前の議事を継続することになりました。

議事を続行いたします。（発言する者あり）

知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）佐々木恵美子議員の御質問にお答えをいたします。

学校における働き方改革についてであります。現在、学校現場においては、勤務時間外に、部活動など、いわゆる給特法で超過勤務を認めている4項目以外の業務が行われ、勤務時間が長時間化している実態にある中、国の中央教育審議会においては、給特法のあり方も含め、学校における働き方改革が議論されているものと承知をいたします。

私といたしましても、このような教員の方々の多忙化の解消は喫緊の課題であると認識をしており、給特法も含め、教員の勤務時間に関する制度のあり方の議論が必要と考えるものであります。

こうした中、教員の方々が、心身ともに健康で、子どもたちの指導に専念していただく環境が大変重要との考えのもと、本年4月にスタートした新たな総合教育大綱において、教員が子どもと向き合う時間の確保を基本方針に掲げているところであり、教員の方々が、授業改善や教材研究などに十分に時間をとり、子どもたちに質の高い教育を提供できるよう、道教委とも連携をし、教育環境の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総合政策部長小野塚修一君。

○総合政策部長小野塚修一君（登壇）いわゆる給特法の趣旨についてでございますが、この法律は、教育は、教員の自発性や創造性に基づく勤務に期待する面が大きいことなどから、一般の行政事務に従事する公務員と同様の時間管理を行うことは必ずしも適当ではないとの考えから、制定されたものと認識しております。

具体的には、教員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、教職調整額の制度を設け、時間外勤務手当制度は適用しないこととし、特定の場合を除き、時間外勤務は命じないこととするなど、教

員の勤務条件について特例を定めることを趣旨としているものと承知しているところでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 教育長佐藤嘉大君。

○教育長佐藤嘉大君（登壇）佐々木恵美子議員の御質問にお答えいたします。

教員の働き方改革に関し、まず、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法の趣旨についてであります。給特法で規定している教員の勤務時間や勤務のあり方については、時間的計測あるいは時間的管理というようなものがなじむかという問題があるなどの国会議論を経て、昭和46年に成立したものであります。

特に、教員の自発性、創造性に基づく勤務に期待する面が大きいことや、夏休みのように長期の学校休業期間があることなどの教育の特殊性を考慮し、一般の公務員と同様の時間的管理を行うことは必ずしも適当でないことから、公立学校の教員については、勤務時間の内外を問わず、包括的に評価した処遇として、時間外勤務手当は支給しないかわりに、俸給月額4%に当たる教職調整額を支給することなどの特別な措置が給特法において規定されているところであります。

次に、学校閉庁日の設定についてであります。本年度から実施する学校閉庁日は、教職員の心身の健康保持を目的に、休養をとりやすい環境整備のため設けたものであり、その日は学校行事は行わないこととし、原則として、生徒に登校はさせず、部活動もさせない日とすることで、年次有給休暇等を取得しやすい環境を整備することとしたところであります。

学校閉庁日における教職員の服務上の取り扱いは、休暇の取得、週休日の振りかえなどとしておりますが、教員が教材研究等で学校において勤務することを禁止するものではありません。

次に、勤務時間を把握、集計するシステムについてであります。道教委では、学校の実態に沿った勤務時間の客観的な把握方法を検討するため、今年1日から、道立の高校の8校と特別支援学校の2校において、パソコンとタイムカードの二つの出退勤管理システムを併用して、対照実験を開始したところであります。

14日間の全ての勤務日に打刻できた者の割合は12.5%、8日以上13日以下の者は76.5%、7日以下の者は10.9%となっており、システムの活用を始めてまだ日が浅いことなどから、打刻忘れ等が生じているものと考えられますが、打刻できていない理由などを調査し、より実態に合わせたシステムの使用方法等について検討が必要と考えております。

なお、この期間中で週に60時間の勤務を超えている教職員については、平成28年度に実施した調査と比較をいたしまして、高校にあつては0.4ポイント減の35.3%、特別支援学校にあつては0.2ポイント増の5.3%となっております。この対照実験は、勤務時間を把握するために実施しているものであり、この実験結果をもとに、勤務時間の縮減に向けた業務の平準化、効率化などの業務改善について検討を行うこととしているところであります。

次に、教員の勤務時間の把握についてであります。教育現場においては、長時間の勤務によ

って、疲労や心身の負担を過度に蓄積して、心身の健康を損なうことがないように、教職員の勤務環境を整備することは重要であると考えており、その方法の一つとして、客観的に勤務時間を把握し、業務の平準化、効率化の取り組みを進めることができるよう、把握手法の研究のために実施しているものであります。

次に、部活動についてであります。部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であり、その指導は、教員の自発的な業務として行われておりますが、教育活動の一環として、学校の管理のもとで行われるものと認識をしているところであります。

一方で、勤務時間外の部活動指導については、教員の長時間勤務の大きな要因となっており、道教委としては、部活動指導員の配置のほか、部活動の過熱化による生徒の心身への悪影響や教員の負担増を招かぬよう、本年度中に策定する、部活動のあり方に関する方針に、部活動休養日の完全実施や、その終了時間の徹底などを盛り込んで、教員の負担軽減が徹底されるよう取り組んでまいります。

次に、休憩時間についてであります。一般の公務員は、昼休みが休憩時間に充てられている例が多く、窓口業務に従事する職員も、交代で勤務するなどして、休憩時間を確保しているところではありますが、小中学校では、給食指導が教育課程に取り入れられているため、教職員が昼休みに休憩時間を確保することは難しく、授業終了後に休憩時間を付与していることが多い一方、高校では、生徒への個別指導などといったことを除けば、昼休みに休憩時間を付与していることが多くなっているところでございます。

道教委といたしましては、小中学校において、授業終了後に休憩時間を設定することは、こうした教職員の勤務の特殊性からやむを得ないものと考えておりますが、これまでも、休憩時間の付与について、校長は、休憩時間の趣旨、目的を踏まえ、方法等を工夫すること等の通知をしてきており、今後も引き続き、学校訪問などを行う中で指導を徹底してまいります。

次に、学校行事の事前準備などについてであります。道教委といたしましては、学芸会や運動会、学校祭などの各種行事の事前準備につきましては、児童生徒の安全確保などの面から、時間外に及ぶこともあり、教員の負担になっていると認識しているため、いわゆる変形労働時間制や週休の振りかえの対象とするなど、勤務時間制度の改善を行い、教職員の負担軽減に努めるとともに、変形労働時間制の期間の拡大について国に要望してきているところであります。

また、道教委としては、各学校における土曜日講習など、勤務を要しない日などに行われている業務についても、今後実施する、働き方改革の取り組み状況に関する調査などを通じて把握し、状況に応じて、諸制度の見直しについて検討をしてまいります。

なお、校長会や教頭会につきましては、任意団体であるものの、学校運営全般にわたる調査研究を行い、必要な意見交換や研究協議を教育委員会と連携しながら行っていることから、会計などの特定の業務を除き、職務の一環として捉えることができるものと考えております。

最後に、勤務時間中の喫煙についてであります。道教委では、健康増進法の趣旨を踏まえ、受動喫煙の影響を受けやすい、成長期にある児童生徒の健康への影響の回避や、喫煙防止教育を

進める上で、敷地内全面禁煙の取り組みを進めており、現在、道立学校では全ての学校で、また、市町村立学校では約8割で、校舎敷地内全面を禁煙としているところであります。

道教委の職員が、勤務時間中、頻繁または長時間にわたり席を外して喫煙する行為は、道民の不信や誤解を招きかねない行動であり、懲戒処分の対象となる場合もあるものと考えており、職員の喫煙に当たっては、基本的なマナーを守り、道民の不信や誤解を招くことがないように指導してまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 佐々木恵美子さん。

○82番佐々木恵美子君（登壇・拍手）（発言する者あり）再質問をさせていただきます。

まず、学校の閉庁日についてでありますけれども、官公庁における閉庁日は、勤務を要しない日となっているはずですが、学校は官公庁じゃないのでしょうか。

閉庁した学校を開庁するという理屈は通らないと考えます。この通らない理屈の中で、働き方改革を形だけやったように見せかける、まさに拙速な施策と言えないでしょうか。

学校閉庁日を本気で実現したいのであれば、関係条例をきちんと改正するなどして、勤務を要しない日とするのが筋じゃないでしょうか。

学校現場の実態を無視して、今回のような形で、出退勤の打刻を現場に丸投げするようなやり方は、仕事の仕方がずさんで、いいかげんじゃないでしょうか。管理職の先生方も振り回されていますよ。そういう話を直接聞いています。

学校の設置管理者として、教員の服務監督に当たる者として、この点についてどのようにお考えか、伺いたいと思います。

次に、出退勤の時間をタイムカードで計測する管理についてお伺いしたいと思います。

給特法に違反している学校現場の実態を放置したままで、勤務時間の管理だけを殊さら強調するのは、責任逃れ、問題のすりかえと言わざるを得ません。

たびたび申し上げて恐縮なのですが、給特法は、教員の仕事は時間で計測した働き方はなじまないもので、そうはしないという法律であって、これがまず優先され、徹底されなければならぬはずだと思います。

給特法、そして給特条例を現行のままにしておいて、この法律のもとでタイムカード等を導入するというのは、制度上あり得ないわけです。この矛盾をどういうふうに説明なさるのか、お伺いしたいと思います。

そして、時間で計測する働き方とっておりますけれども、それは、1分1秒たりとも、かつちりしなければならぬということです。給特法に違反している現場の実態があれば、即刻、関係者を処分し、違法行為がないように指導することを求めたいと思います。道教委がやらなければ、普通の民間の状況でしたら、すぐ労働基準監督署に違法状態を訴えられますよ。そのことを言うておきたいと思っております。

改めて言うまでもありませんけれども、タイムカードで時間的な計測をすることは、ここから

は勤務時間内、ここからは勤務時間外ということを、1分1秒単位で区別することを前提とするものだと思います。

私は、子どもの教育という教員の仕事の性格上、時間でキッチリと計測するという働き方は、実態として不可能だと思っています。また、学校現場では、これでは立ち行かないことになるんじゃないかなとも思っています。管理職の先生方からも話を聞いていますけれども、全く同じ意見でした。

先生方を時間で区切ってきちっと働かせる以上、小学生のかわいい子どもたちが、給食の時間に、熱いカレーをかぶってやけどをしても、対応できないのですよ。いいですか、それが給特法なのですよ。限定4項目があるからです。

これを放置することが法令遵守の立場から正しいとするのが、道教委がやろうとしているタイムカードの働き方の管理じゃないですか。（発言する者あり）

道民や現場から、どんな批判が来るのか。もう議場からもそういう声が上がっていますけれども、それは道教委の責任ということによろしいのでしょうか。

試行の10校の結果についてお伺いいたします。

そのデータについて、14日目までのものと20日目までのものをいただきました。14日目では、10校の558人中116名の方がしっかりと打刻をしている状況がわかりました。そして、20日目になりますと、116名から70名に減っています。すなわち、打刻漏れとか、いろんな状況があります。このデータの数字の中には、年休をとっている方は全然入っていないという話でありました。年休をとっている方と打刻漏れの方がいて、何となく中途半端だなという思いを持ちました。

全て打刻できた人が、14日目から20日目になると46人も減っているという実態を見ても、どうなっているのかと。すなわち、十分な効果が上がっているとは言えないんじゃないかなということが明確になったと思います。

成果が上がっていない結果について、先ほどちょっとお話がございましたが、その原因は何なのでしょうね。先生方の業務量を減らさずに、出勤時間と退勤時間だけを計測しても、勤務時間内できちっと休憩時間がとれていないという問題の解決を先送りしているのでは、勤務時間を意識した働き方は不可能じゃないですか。長時間勤務をなくすることにつながらないのじゃないですか。この試行の結果の数字がそのことを示しているのじゃないか。

現場のほうから、こんな声をいただきました。何となく道教委からやらされている感が強い、こんなことをやってもしょうがないのじゃないかという厳しい声をいただきました。すなわち、意味のないことをやらされて、かえって時間外勤務がふえたという声も直接聞きました。そうした切実で諦めにも似た声が道教委には届いているのでしょうか。やっぱり、都合よく解釈しているのじゃないかなという思いを持ちました。

そもそも、道教委は、給特法があるにもかかわらず、なぜ、勤務時間を管理することにこだわっているのですか。その法的な根拠、法的な義務があるのか、お伺いしたいなというふうに思い

ます。

もう一つ、中学校の先生の奥様に、御主人は何時にお帰りですかとお聞きしましたら、学校でテニスの指導をされていて、毎日、午後10時、11時だと言うのです。この実態は本当ですよ。午後10時、11時まで部活動に関係しているという状況です。こんな状況を許していいのですか。そのことも含めて、道教委の答弁をいただきたいと思います。

再々質問を留保して、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 教育長。

○教育長佐藤嘉大君（登壇）佐々木恵美子議員の再質問にお答えいたします。

まず、学校閉庁日についてであります。長期休業期間に設ける学校閉庁日は、教員の働き方改革への保護者等の理解を深め、教員が年次有給休暇等を取得しやすい環境整備を行うことを目的に、昨年12月、文部科学省から、学校における働き方改革に関する緊急対策として示されたものであります。

道教委といたしましても、教員の長時間勤務の解消は喫緊の課題と認識をしており、学校閉庁日に係る指導助言を踏まえ、学校閉庁日を設けることとしたところであり、これを勤務不要日とすることは想定しておりません。

次に、勤務時間の把握についてであります。教員の勤務は、一般の公務員と同様の勤務時間管理を行うことは必ずしも適当でないとの観点で、昭和46年に給特法が制定されたところであり、近年の学校を取り巻く環境が複雑化、多様化し、教員の多忙化が大きな問題となっている中で、国の緊急対策として、教員の勤務時間の管理の徹底について、各教育委員会に指導があったところであり、

道教委としては、こうした国の指導を受け、勤務時間を把握、集計するシステムの構築に取り組むこととしたところであり、

次に、勤務時間を把握、集計するシステムについてであります。道教委としては、教職員の長時間勤務を解消するためには、まず、教職員の勤務時間の具体的な実態を把握した上で、効果的な施策や、学校における業務の平準化、効率化などの業務改善に取り組むことが必要であると考えており、教員の勤務形態に沿ったシステムになるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、実験結果に対する分析と見解についてであります。今月1日から始めた対照実験においては、これまで教員の勤務は時間管理になじまない職とされていたため、出退勤の記録を正確に残す教員の割合が低いものと考えているところであります。

教員の長時間勤務の解消のためには、個々の教員の勤務時間の把握が大前提であり、このたびの実験校における具体的な状況をつぶさに分析し、教員の勤務態様に合った把握方法や教員の意識改革などについて、早急に検討しているところであります。

次に、部活動についてであります。部活動の過熱化による生徒の心身への悪影響や教員の負担増を招かぬよう、本年度中に策定する、部活動のあり方に関する方針に、部活動休養日の完全実施や、その終了時間の徹底などを盛り込んで、教員の負担軽減が徹底されるよう取り組んでま



います。

以上でございます。

○議長大谷亨君 佐々木恵美子さん。

○82番佐々木恵美子君（登壇・拍手）（発言する者あり）再々質問をさせていただきたいと思いをします。

給特法と、タイムカードなどによる時間的な計測に基づく働き方について答弁をいただきましたが、重ねて質問したいと思います。

労基法では、勤務時間管理をきちんと行うことが、使用者側の法的な義務として定められています。

それで、タイムカードなどでの客観的な勤務管理は必要だという答弁がありました。

しかし、給特法と労基法の関係でいけば、労基法は一般法で、給特法は特別法に当たります。特別法が一般法に優先して適用されるのは当たり前のことで、一般常識でありまして、学校現場では、労基法上の勤務時間管理の前に、原則として時間外勤務はさせないという給特法が当然適用されることになると思います。そのことをしっかりと徹底させるのが、法律に基づいて仕事をするんじゃないでしょうか。それが役割だと思うのです。

特別法優先の原則は当然わかっていると思うのですが、それが恣意的に解釈されているのかなというふうに私はとらせていただきましたけれども、いかがでしょうか。

給特法の趣旨を踏まえて、先生方の勤務条件を整えるということは、道教委の法的な責任でありまして、本来の働き方に沿って、学校がしっかりと運営されるべきであるというふうに考えるわけですか。それで、見解をしっかりと示していただきたくて、今質問しております。いかがですか。

道教委がこれからやろうとしているとおり、時間で計測する働き方にした場合、学校の形、教員の働き方、子どもと教員の関係性を根本のところから変えることになると思うのですが、その認識に立ってよろしいのかどうか、そう理解していいのかどうか。

そういうふうにするに対する批判、それから、いろんな不満も出てくると思うのです。結構いろんな状況が出てくると思うのですが、そういう一切のことについての責任は、教育行政に当たる道教委にあるということを確認させていただきたいのですけれども、よろしいですか。

そして、道教委は、社会的な理解を得るために、きちっとした社会全体の合意形成を図るよう努める責任があるわけなのですが、これまで、給特法が制定されてから何十年も、何となくだらだら先送りしてきた。

今やろうとしていることは、全く根拠も効果もない。時間計測による働き方の意識改革は、時間外勤務をなくしていく方策にはつながらない。こういう時間計測のための打ち込み作業に、校長先生や教頭も含めて、どれだけの先生方が巻き込まれながら現場で苦勞しているか、そのことの重大性、違法性についてしっかりと検討して、やめたほうがいいのじゃないですか。私はそういうふうに思っております。まだ試行期間ですから、やめたほうがいい。

本当の意味での働き方改革を実現するために何が必要なのか、その原点は何なのか、もう一回、給特法をしっかりと読み直して、給特法のもとで、どうしたら真の働き方改革ができるのか、現場の声もきちっと聞きながら、再検討することを私は求めたいと思います。試行の段階の今なら、まだやり直せるということを指摘させていただきます。

この後、予算特別委員会で先輩議員がこの質問をやるような話も聞いておきまして、継続してお聞きすることになるとは思いますが、再々質問の答弁をいただきたいと思っております。

最後になりますけれども、この質問で、問題の本質を明らかにさせていただきました。

学校現場は元気がなくなっています。学校現場を、もう一回、活力のある現場によみがえらせるために、これは極めて重要な取り組みだと思っております。

したがって、道教委の御都合主義、事なかれ主義、そういうようなものに基づくものは、しっかり総括をしていただいて、教育行政本来のあり方に向け、しっかりと責任を持ってやっていただくことを申し上げ、私の再々質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 教育長。

○教育長佐藤嘉大君（登壇）佐々木恵美子議員の再々質問にお答えいたします。

まず、勤務時間の把握についてであります。教員は、一般の公務員と同様の時間管理を行うことは必ずしも適当でないという趣旨から、給特法に基づく特別な措置が前提とされているところであります。近年、学校を取り巻く環境が複雑化、多様化し、教員の多忙化が大きな問題となっている中、使用者である教育委員会や校長は、勤務時間を適切に把握し、管理する責務があると考えているところであります。

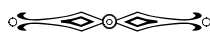
働き方改革の推進についてであります。教員が、健康で生き生きと、やりがいを持って勤務しながら、学校教育の質を高めていくことができる環境の整備は極めて重要であり、私としては、多くの学校を訪問して、教職員の教育活動の状況や校長の学校経営の状況などについて把握するとともに、市町村教育委員会、校長会、PTA等の関係団体の皆様方など、多くの方々との意見交換を通じて、課題や危機意識を共有する中で連携を図り、教員の長時間勤務を解消するためのより効果的な取り組みを検討するとともに、保護者や地域の方々の理解と協力をいただきながら、学校における働き方改革の着実な推進に力を尽くしてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 佐々木恵美子さんの質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時33分休憩



午後1時1分開議

○副議長勝部賢志君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

船橋賢二君。

○17番船橋賢二君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従い、粛々と質問させていただきます。

初めに、災害対策についてです。

先週の18日、大阪北部を震源とする最大震度6弱の大地震が発生しました。

亡くなられた方に、衷心より哀悼の誠をささげるとともに、被災された方々に、心からお見舞いを申し上げます。

今回のように、人口が密集する大都市部では、水道やガス、通信、輸送などのライフラインが寸断するという、地方とは比較できない規模で大きな被害が及ぶということを改めて認識させられました。

知事は、翌日の会見で、このたびの地震を踏まえ、札幌圏での直下型地震に言及され、札幌市と連携して、道の考えを整理し、しっかり対応すると表明されました。

そこで最初に、知事のその真意について伺います。

昨日、政府の地震調査委員会は、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率を示した全国地震動予測地図2018年版を公表し、道内では、道東地域などで確率が上昇しておりますが、地震列島である我が国は、いつ大きな地震が発生しても不思議ではありません。

加えて、近年の国内では、豪雨による被害も多く発生しています。猛烈な大雨に伴う河川の氾濫などにより、死者が39名、負傷者が4名という人的被害が生じた九州北部豪雨の発生から、間もなく1年となります。

本道でも、昨今、記録的な集中豪雨は珍しくなく、一昨年はもとより、昨年も台風による水害に見舞われました。

我々が住む北海道は、美しい海や山に囲まれ、名湯に恵まれるなど、誰もが認めるほど自然豊かな地域ですが、一方で、時にこの自然が災害という負の顔を持つことを忘れてはならず、このような観点を踏まえ、本道における防災の取り組みについて、以下伺ってまいります。

災害の発生に備える上で、気象庁などがタイムリーに発令する各種の防災気象情報は大変重要であります。

道では、大雨などにより、人命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときには、気象台と共同で、土砂災害警戒情報を発表することとなっておりますけれども、本年5月下旬から発表基準が変更されたと聞いております。

その具体的な変更内容と、それに伴って期待される効果について伺います。

土砂災害のおそれがある区域では、都道府県が土砂災害警戒区域等を指定することとされております。

平成26年の土砂災害防止法の改正により、基礎調査結果の公表が義務づけられ、これを受けて、平成31年度末までに基礎調査を完了させる目標が設定されております。

道内における現在の指定状況について何うとともに、未指定箇所については、早急に指定すべ

きと考えますが、あわせて見解を伺います。

土砂災害警戒情報は、市町村長が地域住民に発令する避難勧告などの目安となっておりますが、こうした防災気象情報は、幾ら発表されても、それを受ける自治体や住民が、その情報を正しく理解し、避難など、適切な住民行動に結びつけなければ、全く意味がありません。

私は、一昨年の大雨災害を体験して以降、住民の確実な避難行動に関し、多くの議論と指摘をさせていただきましたが、これまでの各種災害の経験から、道民が適切に避難できる対策として、道はどのように取り組んでいるのか、伺います。

大規模な災害が発生すると、避難所での生活を余儀なくされ、食料品のほか、ふだん使用している生活必需品等が不足することは、過去の事例を見ても明らかであります。

災害発生時の避難者の中に、持病を有する高齢者の方々や、日常的に薬を服用されている方が多くいらっしゃるものと考えられることから、日ごろから服用しているそれぞれの薬を書いたお薬手帳などを非常持ち出し品として加えることは大変重要であると考えます。

突然の避難生活に備え、家庭での備蓄と、避難時に持ち出す非常持ち出し品について、さらなる意識の徹底を図るべきと考えますが、見解を伺います。

平成23年の東日本大震災では、大津波が甚大な被害を及ぼしましたが、岩手県釜石市内の児童生徒の多くが無事でした。中でも、海から500メートル足らずの近距離に位置している小中学校の児童生徒の約570名は、地震発生と同時に、全員が迅速に避難し、押し寄せる津波から生き延びることができました。この子どもたちの行動は、釜石の奇跡と呼ばれ、継続して防災教育に取り組んできた成果として、注目を集めております。

道では、今年度から、一日防災学校を開催されており、現時点で、道内3カ所で実施していると聞いておりますが、このような取り組みは大変有意義であると考えます。

今後の防災教育に対する認識と取り組みについて、道並びに道教委の見解を伺います。

中米のグアテマラでの火山噴火による大惨事が伝えられております。

我が国においても、最近、草津白根山や霧島の新燃岳など、火山の噴火が相次いでおり、現在、入山が規制される噴火警戒レベル3が、九州にある二つの火山で発表されております。

道内の火山は、現時点では比較的静かではありますが、先日、十勝岳では、一時的な火山性微動の増加が観測されております。

道内の多くの火山帯は、それぞれ有数の観光地であり、今後とも、細心の注意と最大の備えが必要であると考えますが、火山防災対策について、道の見解を伺います。

災害大国で暮らす我々にとって、災害と縁を切ることはできず、常にその時々での最大限での確な対策が求められます。

災害への備えに、これで十分というものが存在しない中で、防災対策の根幹は、住民の意識、心の対策であると考えており、自衛隊、警察、消防の退職者の再雇用など、防災関係機関とのつながりをさらに深めるためにも、道の積極的な対応が求められます。

道民を災害から守るため、今後、道としてどのように取り組んでいくのか、見解を伺います。

次に、地域医療についてであります。

本年4月から、循環器疾患、呼吸器疾患の高度・専門医療を提供する道立北見病院と、地域センター病院である北見赤十字病院の、指定管理者制度の導入による一体的な運営によって両病院の連携強化が図られ、オホーツク圏域における3次医療の充実をさらに進める取り組みとして期待されております。

知事は、先般、6月6日、北見市にお越しの際、両病院を渡り廊下でつないだ、全国的にも珍しい施設の現況を確認しながら、時間をかけて両病院内を視察されました。当日は私も御一緒させていただきましたが、両病院の院長が、最初から最後まで熱心に説明などをされている姿を見て、まさに連携が図られてきていると実感したところであります。

今後は、地域医療構想を踏まえ、両病院の連携による高度・専門医療の確保はもちろんのこと、回復期や慢性期の医療、在宅医療などにも積極的に取り組み、切れ目のない医療提供体制を確保していくことが重要と考えます。

そこで、道として、将来を見据えた医療提供体制の構築に向け、今後、どのように取り組んでいくのか、見解を伺います。

思春期、若年成人世代のがん患者については、患者数が少ないことなどから、直面する進学、就職、結婚など、特有の問題に対する支援がおこなわれているなど、さまざまな課題が指摘されております。

こうした中、国では、昨年10月に策定した第3期がん対策推進基本計画において、思春期、若年成人世代をAYA世代として初めて明記し、AYA世代のがん患者に対する相談支援、就労支援などの体制整備についても、早急に取り組むべき施策としたところであります。

道においても、新たにスタートした北海道がん対策推進計画を推進する中で、AYA世代のがん対策について、今後、どのように取り組もうと考えているのか、見解を伺います。

北海道立子ども総合医療・療育センター、通称・コドモックルは、道内で唯一、小児高度・専門医療を担い、小児医療の最後のとりでと言われておりますが、近年は、重症な新生児を受け入れるNICUがほぼ満床状態であると聞いております。

道では、人口減少・危機突破に向けて、少子化対策に取り組んでおりますが、新生児や小児の命を救う小児高度・専門医療における体制の強化と充実は、まさに喫緊の課題であります。

そこで、コドモックルのNICUの運用状況はどのようになっているのか、また、円滑な患者の受け入れに向けて、今後、どのように取り組んでいくのか、加えて、両親を初め、御家族に対するサポート体制はどのようになっているのか、病院事業管理者の見解をあわせて伺います。

次に、歯科保健医療についてであります。

本年3月に策定された北海道歯科保健医療推進計画において、高齢者の低栄養及び誤嚥性肺炎の予防が主要テーマの一つとして今回新たに掲げられ、歯と口腔ケアは高齢者の全身の健康増進に結びつくとの観点から、その役割と重要性について改めて取り上げられております。

そこで、その推進に向け、以下伺ってまいります。

高齢者に対して、歯科医療や専門的な口腔ケアを効果的に提供するためには、医療、介護にかかわる多くの職種が、口腔ケアに関する知識や技術を高め、日ごろから密接に連携することが大切であります。

私の選挙区である北見市では、医療や介護などに直接従事されている関係者が、北見摂食嚥下ケア研究会を立ち上げ、顔の見える連携を基本に、口腔ケアなどの重要性について互いに学び合い、実践形式で先進的な取り組みを、毎回100名を超える参加者で定期的に開催していただいております。その効果が期待されているところでもあります。

道では、六つの3次医療圏に在宅歯科医療連携室を設置しておりますが、その活動状況を踏まえ、高齢者の口腔ケアのあり方について、関係する多職種との連携はどうあるべきと認識されているのか、また、今後の取り組みについて、あわせてお伺いをいたします。

在宅歯科医療連携室の役割として、各圏域における歯科医師会や関係団体とのより効果的で実践的な連携がますます重要になると考えます。

道は、新たな歯科保健医療推進計画の推進に当たり、在宅歯科医療や口腔ケアの提供体制の効果的な推進に向け、計画期間であるこの5年間でどのように取り組んでいくのか、見解を伺います。

最後に、北方領土問題についてお伺いいたします。

先月26日にモスクワで行われた日ロ首脳会談では、北方領土での共同経済活動の具体化に向け、現地調査団をこたしも派遣することや、元島民の航空機による墓参を7月にも実施することなどが合意されましたが、一方で、元島民の方からは、領土問題について進展がなく残念といった声が聞かれます。

この首脳会談に先立ち、知事は、先月16日に、北方墓参など、北方四島との往来の円滑、確実な実施や、共同経済活動の協議の推進などについて、安倍総理に直接要望されたと承知しておりますが、北方領土返還の実現に向けて、今回の会談の結果をどのように受けとめ、今後、どのように取り組もうとしているのか、知事の見解を伺います。

道では、若い世代の北方領土問題に対する関心を高め、理解を深めるための取り組みなど、これまで努力を重ねてきたことは承知しております。

これからも、道商連や道経連、農協、漁協、商工会連合会、青年会議所などといった幅広い団体等の協力を得て、全道各地で裾野の広い啓発活動を行う必要があると考えます。

先行きが不透明な中で、道は、各団体等とのさらなる連携を図りながら、今後、どのような啓発活動を行っていく考えなのか、伺います。

北方墓参などの北方四島との往来は、全て根室港からの発着となっており、参加者は、根室市を起終点とし、四島を訪問しております。

元島民の方は、根室管内に居住する方が多いと承知しておりますけれども、オホーツク管内を初め、全道各地にも一定程度の方が居住されております。

オホーツク管内の元島民の方々は、公共交通機関の制約もあり、根室市までの移動に、網走方

面からは約5時間半、紋別方面からだ約11時間を要し、根室市に行くことすら大変だという声が非常に多く聞かれ、大きな負担となっていることは無視できません。

元島民の平均年齢が83歳を超え、今月の自由訪問では、高齢の元島民の方が移動中の船舶の中で死亡されるといった、まことに残念な事例が初めて発生してしまいました。

元島民の高齢化が進む中、特に、道が実施主体となっている北方墓参において、根室市までの移動に係る負担軽減のための方策を早急に検討すべきと考えますが、道の見解を伺って、私の質問を終わらせていただきます。（拍手）（発言する者あり）

○副議長勝部賢志君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）船橋議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、災害対策に関し、まず、札幌圏における地震対策についてであります。道では、熊本地震を踏まえ、昨年、札幌市において直下型地震を想定した防災訓練を実施し、負傷者等の救出や救助のほか、物資輸送など、受援体制の構築に取り組んだところであります。

私といたしましては、今回の大阪北部を震源とする地震において、大都市特有の被害が顕著に認められましたことから、積雪寒冷で、人口が集中する札幌圏での大規模地震の発生に対し、さらなる備えが必要と認識をしたものであります。

このため、札幌市や防災関係機関、各種インフラ事業者とも連携しながら、このたびの大阪府における地震において明らかになった課題を初め、札幌圏での大規模地震発生時における各関係機関の具体的な対応などについて検討し、今年度内をめぐり取りまとめ、本道における災害応急対策の強化を図ってまいる考えであります。

次に、火山防災対策についてであります。火山が噴火した際には、広範囲にわたり甚大な被害が生じる可能性がありますことから、警戒避難体制が早期に整備され、道民の皆様方はもとより、道内を訪れておられる方々の安全、安心が確保されることが重要であります。

気象台が24時間監視する道内の九つの火山の火山防災協議会のうち、避難計画が整備されている協議会は五つにとどまっておりますことから、道では、計画が早期に策定されるよう、各協議会の構成員を初め、防災関係機関や有識者などから成る検討会議を来月下旬に開催し、それぞれの地域の取り組み状況のほか、外国人を含む観光客への対策などについて協議することとしており、こうした取り組みを通じて、本道における火山防災体制の強化を図ってまいる考えであります。

次に、今後の防災対策についてであります。本道の豊かな自然は、四季折々で多くの恩恵をもたらす一方で、一昨年の大雨災害のように、時として猛威を振るうことから、日ごろより、自然災害のリスクを正しく理解し、それに備えておくことが何よりも重要であります。

このため、道では、まさかは必ずやってくるとの認識に立ち、道民の皆様の災害に対する意識の向上が図られるよう、各種防災教材を開発し、さまざまな機会を通じて普及啓発に努めているところであります。

また、道教委や防災関係機関と連携をし、市町村が行う住民参加型の防災訓練や、小学校など

が行う防災に関する授業などについて、退職自衛官職員などを随時派遣しながら、そのサポートに積極的に取り組むなど、今後とも、本道の地域防災力の強化に一層努めてまいります。

次に、地域医療の確保についてであります。私自身が、地域に出向き、さまざまな方々からお話をお伺いする中で、広域分散で、医療資源が偏在する北海道においては、高齢化の進行や疾病構造の変化などを踏まえた医療提供体制の整備を図るため、地域医療構想の実現に向け、取り組みを進めることが重要であると認識するものであります。

このため、道では、圏域ごとに設置する地域医療構想調整会議において、地域の現状、課題を共有し、議論を進めてきたところであり、今後は、構想の工程表である構想推進シートについて、進捗状況を検証し、更新していくことといたしているところであります。

さらに、本年度は、全ての圏域において、各医療機関の機能や道内外の取り組み状況などを情報提供するため、構想に関する説明会を開催し、地域の医療関係者の方々と、具体的な議論を丁寧積み重ねるなどして、将来を見据えた医療提供体制の構築を図ってまいる考えであります。

次に、高齢者の歯科保健医療の推進についてであります。道民の生涯にわたる、歯、口腔の健康づくりを支えるためには、歯・口腔の健康づくり8020推進条例の理念である、乳幼児期から高齢期までの各ライフステージに応じた取り組みの推進が重要と考えるものであります。

このため、条例に基づく歯科保健医療推進計画において、新たに、高齢者の介護予防と自立支援のための、多職種連携による支援という観点を取り入れ、本道の歯科保健医療の一層の充実を図ることといたしているところであります。

道といたしましては、地域における好事例を情報共有するなど、市町村や歯科医師会を初めとした関係団体と緊密に連携し、高齢者の方々に対する口腔ケア提供体制の整備はもとより、在宅歯科医療の推進などの施策を効果的に展開することにより、高齢者の方々の口腔機能の維持向上を通じた健康増進に取り組み、生涯にわたって食べる楽しみを享受できる生活の実現を目指してまいる考えであります。

最後に、北方領土問題に関し、首脳会談を踏まえた取り組みについてであります。先月の日ロ首脳会談に先立ち、私から安倍総理に対して、元島民の墓参の改善とともに、北方四島での共同経済活動を、日ロ双方にとって有益なものとし、領土問題の解決に結びつけていくよう、直接要望したところであります。

首脳会談においては、航空機による特別墓参や、共同経済活動に関するビジネスミッションの北方四島への派遣などについて合意したところであり、一步一步、着実な進展が図られているものと受けとめております。

道といたしましては、今後とも、政府間協議の進捗状況を注視しながら、共同経済活動などの進展が、一日も早い領土返還と平和条約の締結につながるよう、国に対して、必要な要望、提案を行うとともに、根室管内の1市4町や関係団体などと連携しながら、外交交渉の原動力となる国民世論の一層の喚起に粘り強く取り組んでまいる考えであります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。



以上であります。

○副議長勝部賢志君 建設部長岡田恭一君。

○建設部長岡田恭一君（登壇）災害対策に関し、初めに、土砂災害警戒情報についてであります。道では、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長が避難勧告などを発令する際の判断や、住民の自主避難の参考となるよう、平成20年から、各地の气象台と共同で、土砂災害警戒情報を発表してきたところであります。

これまでの発表基準につきましては、平成8年から22年までの雨量や土砂災害のデータを活用してきたところでありますが、このたび、平成28年までの気象データ等を反映させた見直しを行ったところであります。

道といたしましては、今回の見直しにより予測精度が高まりましたことから、より適切な時期に、必要な市町村を対象として土砂災害警戒情報を発表することが可能となり、市町村における避難勧告等の防災対応の判断などを効果的に支援できるものと考えているところであります。

次に、土砂災害警戒区域についてであります。土砂災害から迅速かつ円滑な避難を行うためには、土砂災害警戒区域等の指定やハザードマップの作成などは極めて重要であると認識をしているところであります。

区域指定につきましては、基礎調査の対象となっております1万1800カ所のうち、本年5月末までに5368カ所を指定しており、5割程度の進捗となっているところであります。

道といたしましては、引き続き、必要な予算の確保に努めるなどして、平成31年度の調査完了を目指すとともに、道民の安全、安心な暮らしが守られますよう、市町村と一層連携を図り、住民の方々の理解を得ながら、早期の区域指定に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 総務部危機管理監橋本彰人君。

○総務部危機管理監橋本彰人君（登壇）災害対策に関し、まず、避難対策についてであります。大雨等による災害の発生が懸念され、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがある場合、市町村長が適切に避難勧告などを発令するとともに、住民の方々が迅速かつ的確に避難することが極めて重要であります。

このため、道では、今月、市町村の防災担当者向けの研修を行いますほか、来月には、市町村長を対象に、防災・危機管理トップセミナーを実施することとしております。

また、台風接近などの際、市町村長が、時期を逸することなく、避難勧告などを発令できるよう、特に警戒を要する地域におきまして、地元の振興局や市町村を初め、气象台、道開発局など防災関係機関をネットをつないだ危機管理会議を開催し、気象、河川等の最新の情報を共有いたしますほか、各種避難情報の発令のタイミングや連絡体制を確認することとしているところであります。

さらに、防災関係機関と連携し、地域における各種防災教育や避難訓練の実施を推進しているところであり、こうした取り組みを通じて、住民の皆様が、正しく避難情報を理解し、適切に避

難できるよう、防災対策の充実に努めてまいります。

次に、避難生活への備えについてであります。近年、全国的に、甚大な被害をもたらす災害が頻発する中、避難所などで災害時の医療が提供される際には、日常的に服用している医薬品などの情報が記載されたお薬手帳など、災害時に必要な日用品などを持ち出せるよう、日ごろから道民の皆様お一人お一人が備えていただくことが重要でございます。

このため、道では、避難時の非常持ち出し品や備蓄品などを示したテキストを作成し、防災イベント、研修等を通じて普及啓発を図りますとともに、非常用物品を確認、点検するためのチェックシートをホームページに掲載するなど、道民の皆様に対する日ごろの備えの周知に努めてきたところであり、引き続き、さまざまな機会を活用し、一層の普及啓発に取り組んでまいります。

最後に、学校における防災教育についてであります。児童生徒が、自然災害の現象や、災害時にとるべき行動などの防災知識を習得することは、本人はもとより、家庭や地域における防災意識の醸成に極めて有効であると認識しております。

このため、道では、道教委を初め、防災関係機関と連携し、地域の小学校などが防災に関する授業を行う一日防災学校の取り組みをサポートしているところであり、今年度は、35の市町村、45の学校での実施が予定をされております。

今後とも、関係機関との連携のもと、こうした学校教育の場などを活用しながら、児童生徒に対する防災教育に取り組み、地域における防災力の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 保健福祉部長佐藤敏君。

○保健福祉部長佐藤敏君（登壇）まず、思春期と若年成人世代のいわゆるAYA世代のがん対策についてでございますが、小児と成人のはざまにありますこの世代につきましては、教育、就労、結婚など、個々の患者の方々の多様な状況に応じた対応が必要でありまして、本年3月に策定したがん対策推進計画において、新たに、AYA世代のがん対策を分野別施策に位置づけ、各種の取り組みを進めることとしたところでございます。

こうしたことから、道といたしましては、AYA世代のがんについて、経済面や福祉制度などのさまざまな支援に関する情報の提供に努めますとともに、小児がん拠点病院、がん診療連携拠点病院等における相談支援の連携体制の整備を促進するなど、保健、医療、福祉の関係者、患者団体、教育関係者などと連携しながら、AYA世代のがん対策をきめ細やかに進めてまいりたいと考えてございます。

次に、歯科保健医療に関し、口腔ケアのための多職種連携についてでございますが、高齢者に対する口腔ケアは、低栄養や誤嚥性肺炎の予防のために非常に重要でありますことから、在宅歯科医療の相談窓口として、在宅歯科医療連携室を設置し、歯科医療従事者と医師、看護師や介護職などとの連携調整を進めているところでございます。

道といたしましては、市町村の地域ケア会議の場など、高齢者の医療や介護に係るさまざまな

場面において、歯科医療従事者が専門的見地に基づいて参画し、多職種による協議を進めることが重要と認識いたしております。

このため、今後、新たに、在宅ケア等に精通した歯科衛生士等を養成いたしますとともに、連携室及び関係機関が地域における好事例を情報共有するなど、口腔ケアが他の在宅サービスと一体的に提供されますよう、各連携室を拠点とした地域の多職種連携を推進してまいりる考えでございます。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 総務部長中野祐介君。

○総務部長中野祐介君（登壇）北方領土問題に関しまして、まず、返還要求運動の取り組みについてであります。道では、これまでも、地域のイベント会場における署名ブースの設置とかパネル展の実施、さらには、毎年8月の返還要求強調月間に札幌市内で行います街頭行進など、幅広い啓発活動について、北海道商工会議所連合会や商工会連合会を初め、道水産会、農業協同組合中央会、森林組合連合会など、広域的な活動をしております組織や、各地域において活動している経済団体などと連携を図りながら、実施してきているところでございます。

道といたしましては、引き続き、返還要求運動に取り組む各種団体で構成いたします北方領土返還要求運動連絡協議会といった全国的な団体でありますとか、北方領土復帰期成同盟など、道内の関係団体と連携をいたしまして、領土返還に向けた一層の世論喚起が図られるよう、取り組みを進めてまいります。

次に、北方墓参についてであります。高齢化が進む元島民の北方四島の往来に係る改善の取り組みは、一昨年の日口首脳会談で合意をされておりました。道といたしましても、航空機を利用した墓参の実施や、追加的な出入域地点の設置など、元島民の方々の身体的負担の軽減策を政府に要請いたしまして、その実現が図られてきたところでございます。

現在の北方四島の往来に係る船舶は、根室沖に設定されております通過点を經由する必要があることとか、四島交流など、往来の全体日程の都合などから、根室港を発着することが最も効率的となっております。墓参参加者の根室までの移動につきましては、北方領土問題対策協会が実質的な経費負担を行っているところでございます。

道といたしましては、元島民の方々の身体的な負担軽減を一層図るという観点から、千島歯舞諸島居住者連盟や北対協など関係機関ともよく相談をいたしながら、墓参参加者の根室までの移動に関する改善策について検討してまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 病院事業管理者鈴木信寛君。

○病院事業管理者鈴木信寛君（登壇）船橋議員の御質問にお答えをいたします。

地域医療に関し、子ども総合医療・療育センター、通称・コドモックルにおける患者受け入れについてであります。コドモックルの新生児集中治療室——NICUは、外科的手術を必要とするなど、重症度の高い患者を全道から数多く受け入れているところであり、御指摘のよう

に、病床利用率は、ここ数年、90%台半ばで推移し、ほぼ満床状態が継続しているところであり  
ます。

道立病院局としては、これまで以上に地域の医療需要に応えるためには、NICUの機能の強化が必要と考えており、今後実施する施設整備面での調査の結果を踏まえ、病床機能の強化に向けた検討を進め、1人でも多くのとうとい命を救えるよう、小児高度・専門医療の提供体制の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

また、御家族に対しては、治療や療養生活についての不安を軽減するため、看護師、保健師による相談支援や医療的ケアの技術的指導などを行うとともに、コドモックルに隣接した低料金の滞在施設を紹介するなど、引き続き、きめ細やかなサポートに努めてまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 教育長佐藤嘉大君。

○教育長佐藤嘉大君（登壇）船橋議員の御質問にお答えいたします。

防災教育についてであります。近年、本道においては、突発的な暴風雪や記録的な豪雨により、甚大な被害が発生しており、児童生徒等への防災教育や、学校の防災体制のさらなる強化充実を推進していくことが重要であると認識しております。

このため、道教委では、本年3月に、市町村教育委員会や学校に対し、国が、さまざまな事故等や場面に応じて、対応のあり方、留意点等の基本的な内容を示した「学校の危機管理マニュアル作成の手引」に基づき、全ての学校において、防災計画の点検や見直しを行い、改善を図るよう通知したところであります。

また、本年度、知事部局と連携して、全ての学年の授業で防災について学ぶ一日防災学校を道内の45校の小学校などで実施し、その取り組みの成果を道内の学校に普及するとともに、小・中・高校生を対象とし、地震、津波、風水害等の発生時の適切な行動を学ぶ防災教育啓発資料「学んDE防災」について、近年の気象状況等の変化を踏まえて、内容を改定し、各学校に配付するなどして、児童生徒が、みずからの命を守り抜くための主体的に行動する態度や、災害後の生活や復旧等の支援者となる意識を身につけることができるよう、防災教育の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 船橋賢二君の質問は終了いたしました。

大越農子さん。

○9番大越農子君（登壇・拍手）（発言する者あり）自民党・道民会議の大越農子でございます。

通告に従い、知事に質問してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

最初に、北朝鮮問題についてであります。

去る6月12日、アメリカのトランプ大統領と北朝鮮の金正恩委員長による米朝首脳会談が行われました。両国の首脳が顔を合わせるのには史上初であり、歴史的な会談として、世界中が注目し

た一日となりました。

北海道においても、拉致問題、2度にわたるミサイルの発射、渡島半島沖における不審船問題を初め、北朝鮮問題は深刻さをきわめており、この会談を契機に、解決への道が開かれることを心から期待するものですが、その道筋はまだまだ不透明であると言わざるを得ません。

ミサイル問題の解決のためには、完全かつ検証可能で不可逆的な非核化、いわゆるCVIDが求められますが、米朝会談では、それには言及されず、拉致問題については、会談でトランプ大統領が言及しましたが、その後の北朝鮮の国営ラジオで、拉致問題は解決済みと論評するなど、依然として困難な状況が続いているというのが現実であろうと思います。

そういった厳しい現実にしっかりと目を向けながら、道として、この契機を節目に、北朝鮮問題の解決に向けた取り組みを一層強化していくことが求められます。

そこで、数点伺いたいします。

我が国としては、拉致問題の解決なくして、北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの方針のもと、全ての拉致被害者の即時帰国のために全力を尽くすとしています。

米朝会談の後、安倍首相は、拉致問題の解決に向け、日本が直接、北朝鮮と向き合い、2国間で解決していかなければならないとの決意を示しています。

拉致問題の解決については、他都府県では、住民の意識を高めるため、ホームページによる周知や啓発資料の作成などを行っているのと承知いたしております。

道として、拉致問題に対し、これまで、どのような考えのもとに、どのような取り組みを行ってきたのか、伺います。

政府が認定する拉致被害者には札幌市出身の方もいます。また、警察庁や民間団体による調査では、拉致の可能性のある方が多数います。

北朝鮮による拉致事件の発生から、40年余りが経過しました。御家族の心情を考えると、この問題の解決については、一刻の猶予もありません。しかも、関係者の高齢化が進んでいます。

2人の子どもを育て上げた母親として、北海道のトップリーダーとして、高橋知事は、拉致問題をどのように受けとめているのか、伺います。

また、南北首脳会談や米朝首脳会談で国民の関心が高まっている中、道としても、世論の喚起に向けて、取り組みを一層強化することが必要と考えます。道として、今後、どのように取り組んでいくのか、伺います。

昨年11月、北海道の渡島沖の松前小島に北朝鮮籍の漁船が漂着し、同船の乗組員が、島内の関連施設の備品などを持ち出したとして、窃盗容疑で逮捕される事件が発生しました。

この問題に関し、さきの第1回定例会において、我が会派の同僚議員から、道によるこれまでの対応と今後の対応について質問したところ、知事からは、国に対して、毅然とした外交交渉を求めるとともに、海上、沿岸における警備体制の強化などを要請することや、道としては、不審船の漂流、漂着を想定した訓練を実施するとの御答弁をいただきました。

この質問を受け、さきの4月9日、関係自治体の担当者ら約80名で初動対応訓練が実施された

と承知いたしております。

報道では、この訓練後、高橋知事が、道民の安全、安心のため、関係部局、関係機関が連携して対処することが不可欠であるとして、連携強化を呼びかけたとされていますが、この訓練の内容と、訓練を通して浮上した課題はどのようなものか、伺います。

米朝会談の実現を契機に、不審船問題に対する取り組みを一層強化し、解決に向けての推進力とすることが求められます。

道民の安全、安心な暮らしと、生命、財産を守るためには、浮上した課題に向き合い、取り組みを進めることによって、どんな事態にも対応できる強靱な危機管理体制を構築するとともに、領海侵犯、違法操業といった行為を決して許さないという揺るぎない決意を広く示していくことが必要と考えます。

今後、北朝鮮からの不審船問題について、道はどのように取り組んでいくのか、知事の所見を伺います。

次に、食品ロス対策について伺います。

先日、食品ロス対策について、国で大きな動きがありました。去る6月19日、政府は、第4次循環型社会形成推進基本計画を閣議決定し、2030年度までに、家庭から出る食品ロスの量を、2000年度に比べて半減させると数値目標を掲げました。政府が食品ロスについて数値目標を設定するのは、これが初めてであります。今後、飲食店など事業者の削減目標も設定する方針であるとされています。

道は、この大きな動きを逃すことなく、食品ロスの取り組みをさらに進めていくべきと考えます。

そこで伺います。

道は、これまで、食品ロス対策として、どさんこ愛食食べきり運動を初め、さまざまな取り組みを進めてきていると承知いたしておりますが、どんな取り組みも、まず現状を把握しなければ、その成果を検証できません。

国では、平成27年度の食品ロスの発生量の推計値を、飲食店など事業所から357万トン、家庭から289万トンの計646万トンと発表していますが、都道府県別の内訳は出していません。

まずは、本道ではどのくらいの食品ロスがあるのかを把握することが、取り組みを進める絶対条件となります。

国の推計方法を参考にするなどして、道内の食品ロスの発生量を推計することは可能と考えますが、所見を伺います。

食品ロスの削減を進めるためには、全道の幅広い年齢層の方々を対象に、地道に取り組みを進めていく必要があると考えます。道は、本年度、どのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、知的財産の保護について伺います。

さきの第1回定例会の一般質問で、農産物の優良品種の海外流出や育成者権について質問させていただいたところですが、農林水産業の現場においては、長年にわたって培われてきた知恵が

知的財産として蓄積されているところであり、北海道の基幹産業である農林水産業における知的財産保護の取り組みについて、以下、改めて伺ってまいります。

まず最初に、北海道における知的財産の状況についてお伺いいたします。

さまざまな創造活動に伴って生み出される知的財産のうち、その創作者に対して権利を保護する知的財産権には、これまで一般的になじみの深い特許や商標などがあると承知しておりますが、これらの知的財産権の北海道における状況、特に、全国と比較した場合、北海道にはどのような特徴があるのか、まずお伺いいたします。

近年、経済のグローバル化や近隣諸国の経済発展が進展し、国境を超えた流通も増加している中で、北海道の基幹産業である農林水産業も、ますます国際競争の波にさらされています。

優良な本道の農林水産分野の産業競争力を確保するためには、この分野の技術やノウハウなどの知的財産が海外などに流出し、道内や国内の農林水産業に悪影響が及ぶことのないよう、海外における知的財産権の取得も含めて、その保護を促進していく必要があるところです。

しかしながら、これまで、農林水産分野の生産現場にあつては、みずからの努力で生み出した技術やブランド等に財産的価値があり、それを保護し活用することによって利益や効果が得られることが、十分に認識されてこなかったと考えられます。

道としては、農林水産分野における多様な知的財産の保護、活用に関する意識の醸成を図り、特許、商標、育成者権などの知的財産権の取得や、秘密保持管理などを促進していくことが必要と考えますが、今後、どのような考えで取り組んでいくのか、知事の所見を伺います。

次に、アルコール健康障がい対策についてであります。

先月、人気アイドルグループのTOKIOの元メンバー、山口達也氏が、自宅のマンションで女子高校生に対しての強制わいせつの容疑で逮捕、書類送検され、その後、山口氏は、責任をとってグループをやめるという事態となりました。

被害に遭われた方に心よりお見舞いを申し上げるとともに、心の傷が一日も早く癒えることをお祈り申し上げます。

一方で、事件当日は山口氏が酩酊状態だったとのことで、以前からアルコール依存症の疑いがあったことが指摘されています。

この一件で、山口氏はもちろん、グループ全体の活動に甚大なダメージを与え、何より、長年応援を続けてこられた多くのファンの方々はとても残念に思っているに違いありません。

アルコールは、正しくつき合えば、人生に彩りを与えてくれる楽しいものですが、一步間違えれば、人の一生を転落せしめるのみならず、多くの関係者をも巻き込むかもしれない危険なものでもあるという事実が改めて気づかされたものです。

道は、昨年12月、北海道アルコール健康障害対策推進計画を策定し、本道の実情に即したアルコール健康障がい対策の取り組みを推進することとしています。

不適切な飲酒は、生活習慣病のリスクを高め、健康障がいの原因となることはもとより、飲酒運転やDV等の暴力、自殺などの問題とも密接に関連しており、こうした行動に至る背景にはア

アルコール依存症の問題があると言われています。

アルコール依存症は、主に精神科医療が必要であり、適切な治療により回復が可能な精神疾患ではありますが、道の計画では、本道のアルコール依存症経験者の推計値は4万6000人で、一方、入院、通院などをして依存症の治療を受けている者については、公的支援を受けていることによって把握できている人数が2600人とされています。公的支援を受けずに治療している者もいると思われませんが、いずれにしても、両者には大きな開きがあり、精神科医療につながっていないアルコール依存者が非常に多いということが大きな課題であると言えます。

1人でも多くの依存者を精神科治療につなげるためには、依存症が疑われる場合には、早期に相談、治療に結びつけることが重要と考えますが、道は、今後、どのように取り組みを進めようとしているのか、伺います。

次に、再犯防止対策の推進について伺います。

平成29年版の犯罪白書によれば、刑法犯の認知件数自体は減少してきており、国内の犯罪情勢は改善されてきていると考えます。

一方、刑法犯で検挙された者のうち、再犯者の件数は、平成18年をピークに、減少してきているものの、初犯者の減少に比べて大きな差が見られ、結果として、検挙者に占める再犯者の割合は増加し続け、平成28年には48.7%を占めるまでとなっています。

また、高齢者については、再犯者のうち、約4分の3が2年以内に再犯に及んでいるという調査結果もあり、安全で安心な社会をつくっていくためには、犯罪を犯した者それぞれの事情に配慮した取り組みが大きな役割を持つこととなります。

こうした中、国においては、平成28年に、再犯の防止等の推進に関する法律を制定し、翌29年には、この法律に基づく再犯防止推進計画を策定したところであり、都道府県などの地方公共団体においても、地域の実情に合わせた施策を講ずるよう求めているところでもあります。

そこで、数点伺います。

道内において、平成28年の刑務所等の矯正施設からの出所者は約2400人であり、こうした人の社会復帰に関する支援について、これまで、道はどのように取り組んできたのか、伺います。

犯罪を犯した者は、犯罪の責任を自覚するとともに、みずから社会復帰するための努力をしていかなければなりません。地域社会の中で孤立することも少なくありません。

社会復帰が困難な状態では生活することができず、貧困から再犯に陥る可能性が高まることが考えられます。

道としては、道民の理解を得た上で、犯罪を犯した者でも、更生した者については、再び社会を構成する一員となるための支援にさらに取り組むことが、安全で安心して暮らせる社会の実現につながっていくものと考えます。

まずは、犯罪を犯した者がどのような状態にあるのか、実態を調査した上で、一人一人の実情に寄り添った施策を講じるべきと考えます。

今後、国の計画などを踏まえ、道としてどのように再犯防止対策に取り組んでいく考えか、伺



います。

最後に、女性活躍社会の推進についてであります。

6月23日より男女平等参画週間が始まっており、道庁や振興局内でも、パネル展示、街頭啓発を通じて、さまざまな活動が行われていると承知しております。

平成27年9月に施行された、いわゆる女性活躍推進法は、国を挙げて女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることとしており、道においても、28年3月に北海道女性活躍推進計画を策定し、取り組みが進められています。

この女性活躍推進計画は、本年3月に策定された第3次の男女平等参画基本計画に統合され、それぞれの法律に基づく都道府県計画として位置づけられています。

そこで、以下伺います。

これまでの計画では、北海道における女性の活躍支援方策の方向性において、女性のライフステージに応じた支援が柱の一つとされ、その中で、小1の壁の解消や保育に係る体制の整備促進など、取り組みがわかりやすく示されておりましたが、新たな計画では、男女がともに活躍できる環境づくりが女性活躍推進計画の該当部分とされ、働く場における女性の活躍促進を柱の一つとして、施策の方向や具体的な取り組みが示されています。

端的に言えば、女性活躍推進計画が男女平等参画基本計画の中に埋もれた形となっており、少々わかりづらくなっているという印象を受けます。

これまで進められてきた、小1の壁の解消などの取り組みについては、新たな計画においてどのように位置づけられ、どう取り組みが進められているのか、伺います。

女性活躍社会の実現のためには、働きたい女性の就労機会を広げることが重要ですが、新聞報道にもあるとおり、本道の女性の就業率は、全国でも最低レベルにあります。

基本計画には、25歳から34歳までの女性の就業率が70.3%で、全国の73.9%に比べて低い位置にあることが示されています。さらに、計画では、平成31年までの目標を全国平均以上と設定されています。

女性の職業生活における活躍を推進するためには、就業率の向上とともに、正規雇用、管理職の比率についても上げていくことが求められると考えます。女性の正規雇用、管理職の比率はどうなっているのか、伺うとともに、所見を伺います。

また、女性の就業率の向上のためには、育児中の女性の就業が重要になってきます。そのためには、さまざまな問題を解決する必要があります。

道では、全道6カ所にマザーズ・キャリアカフェを設置し、就職に向けた支援を実施していると承知しておりますが、設置していない地域の女性などに対する支援は十分なのか。ICTが進展している現在、メールやSNS、スカイプ等を活用した相談も可能ではないかと思われます。

道がこれまで行ってきた取り組みと、それによって把握できた課題、及び、その課題を解決するための今後の取り組みについて伺います。

新たな男女平等参画基本計画の策定に当たっては、女性活躍推進計画のこれまでの取り組みに

についても検証が行われ、事業の見直しなどがなされていますが、その中で、今年度の新たな事業として、社会参画を希望する女性を対象に、多様な社会参画の方法を紹介するイベントを実施すると伺っております。

このイベントが目指すところと、その詳細について、特にアピールすべき点も含め、伺います。

女性活躍を進めるためには、機運の醸成も重要ですが、保育問題を初め、女性が働きやすい環境づくりなど、さまざまな課題に対応していく必要があります。

道が、これらの課題の解決に向けて取り組みを進める上で、所管する部が複数にまたがるケースが数多く見られることから、女性活躍の取り組みを道全体で機動的、効率的に推進できるよう体制を整備し、基本計画の推進管理なども担っていくことが望ましいと考えます。

最後に、知事に道の見解を伺い、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）（発言する者あり）

○副議長勝部賢志君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）大越議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、拉致問題に対する受けとめと今後の取り組みについてであります。政府が認定した拉致被害者の中には札幌市出身の方がおられ、また、拉致の可能性を排除できない道内関係者も多数おられる中、拉致問題は、私たち道民にとっても許すことのできない切実な問題であり、拉致被害者の皆様方が一日も早く帰国され、御家族との再会を果たされることのできるよう、心から望むところであります。

先般、史上初めて行われた米朝首脳会談において、拉致問題が提起されたところであり、日本政府が、この問題の解決に向けて、今後ともしっかりと取り組むことを強く期待するとともに、道といたしましても、関係団体と連携しながら、地域展開を含め、さまざまな啓発活動を積極的に進めることにより、道民一人一人のお声を結集して、政府の取り組みを後押ししてまいりたいと考えております。

次に、今後の道の対応についてであります。長い海岸線を有する本道においては、不審船などの漂着の可能性は常にあるところであり、こうした事案の発生時においては、関係する機関が多岐にわたることから、各種情報が迅速に伝達され、おのおの対応状況が共有できる体制を日ごろから構築しておくことが大変重要であります。

このため、本年4月に、渡島、檜山地域での不審船事案への対応について、訓練を実施したところでありますが、私といたしましては、関係機関との連携を密にしながら、年内にも他の地域において訓練を実施し、本道の危機対応能力の向上を図るとともに、国に対しては、毅然とした外交交渉の推進や、国民保護を優先する万全の措置を求めるなど、道民の皆様の安全、安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、食品ロスの削減に向けた取り組みについてであります。道では、幅広く道民の皆様方にどさんこ愛食食べきり運動が浸透するよう、スーパーやレストランなど食関連事業者への働き

かけを強めるとともに、消費者協会、教育機関、市町村などと連携し、ポスターの掲示など、さまざまな啓発活動を展開してきているところであります。

道といたしましては、この運動を全道に波及させていくことが重要と考えるところであり、本年度においては、食品ロスの現状や削減の必要性を全庁が一丸となって発信するとともに、食品ロス削減セミナーを、札幌に加え、新たに、旭川、函館でも開催するほか、地域における各種イベントでの普及啓発や、学校での出前講座の実施に取り組むなど、食品ロスの削減に向け、一層努めてまいる考えであります。

次に、知的財産の保護についてであります。近年、我が国における農林水産物の輸出が拡大する中、海外への品種や技術の流出といった事例が見られることから、すぐれた品種、栽培技術を適切に保護するためには、生産や流通に携わる方々の知的財産に関する意識を高めていくことが重要と認識いたします。

道といたしましては、これまでも、優良品種の育成、保護や、商標を活用したブランド化の推進などに取り組んできているところであり、今後、国とも連携しながら、1次産業に携わる方々などを対象に、農林水産分野における知的財産の現状と課題、その活用と効果を周知するセミナーを本年秋に開催するなど、知的財産に関する理解をさらに深め、農林水産物などの輸出拡大に向けて、北海道ブランドの価値向上につなげてまいる考えであります。

次に、アルコール依存症対策についてであります。道では、若い世代等に対する普及啓発などによる発生予防、健康診断等を通じた早期介入などによる進行予防、自助グループとの連携などによる再発予防などに体系的に取り組むため、昨年12月、アルコール健康障害対策推進計画を策定いたしましたところであります。

道といたしましては、この計画に基づき、御本人、御家族への相談支援や、保健師に対する研修会などを引き続き実施するとともに、依存症の専門医療機関のさらなる指定等に向け、今年度、新たに、医療従事者に対する研修会を開催するなどして、飲酒に関するお悩みを抱える方々を早期の相談や治療につなげることにより、日常生活を円滑に営むことができるよう支援してまいる考えであります。

次に、再犯防止に向けた今後の取り組みについてであります。国の再犯防止推進計画では、犯罪を犯した者への支援策として、就労や住居の確保、保健・医療・福祉サービスの利用の促進を初め、地方公共団体との協働による施策の推進などが重点分野として位置づけられたところであります。

このため、道といたしましては、今年度から、国のモデル事業を活用し、国や市町村、保護司会などで構成する推進会議を設置し、関係機関との連携を強化するとともに、犯罪を犯した者への支援に関し、更生保護関係者を対象としたニーズ調査を実施し、再犯防止に向けた課題の把握と支援策の検討を進めることとしているところであり、今後、こうした事業の成果を踏まえ、再犯防止に向けた具体的な取り組みを進めてまいる考えであります。

最後に、女性活躍の推進体制についてであります。女性が、結婚や育児を初め、さまざまな

ライフステージに応じて、多様な働き方を選択できる環境を整えていくためには、育児、介護の支援体制の充実や、職場におけるワーク・ライフ・バランスの促進など、関連する施策を総合的に推進していくことが重要と認識しております。

このため、道では、男女平等参画基本計画において、女性活躍にかかわる施策を体系的に位置づけるとともに、庁内の各部、道教委、道警察で構成する男女平等参画推進連絡会議を設置し、施策の推進に向けた検討や情報共有を行っているところであり、こうした場を積極的に活用し、基本計画の推進管理を着実に進めるとともに、施策の一体的な推進に努め、さまざまな分野で女性が活躍できる環境づくりに取り組んでまいる考えであります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 総合政策部長小野塚修一君。

○総合政策部長小野塚修一君（登壇）拉致問題に関する道の取り組みについてでございますが、北朝鮮による拉致問題につきましては、人間の尊厳、人権及び基本的自由の重大かつ明白な侵害であり、国家的な犯罪行為と認識しております。

拉致問題は、日本政府が、最優先で解決すべき問題として取り組んできておりますが、政府の取り組みを後押ししていくためにも、この問題に対する道民の関心を高めることが重要と考えております。

このため、道におきましては、関係団体と連携し、拉致問題に関する有識者の講演や啓発映画の上映、パネル展示など、さまざまな啓発活動を行い、道民世論の喚起に努めてきたところでございます。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 総務部危機管理監橋本彰人君。

○総務部危機管理監橋本彰人君（登壇）不審船の漂着を想定した訓練についてであります。本年4月9日に実施をいたしました訓練は、国籍不明の不審船が松前町及びせたな町の海岸に漂着し、これを目撃した住民が市町村に通報するという想定に基づき実施いたしましたものであり、海上保安本部や道警察、自衛隊との連携協力のもと、振興局を初め、国際関係、水産関係、保健、医療、危機管理などを所管する道の各部局間におきまして、情報の伝達や共有に取り組むとともに、船員が乗船していた場合における対応などについて確認をしたところであります。

この訓練により、緊急時の連絡体制や具体の初動対応について、相互に確認、理解し合うなど、所期の目的は達成することができたと考えておりますが、不審船が漂着するといった事態は、他の地域でも起こる可能性があり、また、目撃情報の伝達方法が状況によって異なる場合もあることなどから、今後、さまざまなケースを想定し、こうした訓練を実施することにより、本道の危機管理体制の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 農政部食の安全推進監甲谷恵さん。

○農政部長の安全推進監甲谷恵君（登壇）食品ロスの発生量についてでございますが、国は、毎年、我が国全体の食品ロスの推計値を公表していますが、都道府県単位では、過去に、一部の県で特定分野における発生量を公表した事例があると承知しております。

道では、このたび、国が公表した平成27年度の推計値や食品廃棄物等の発生量などのデータを活用し、国の算出方法を参考に、平成27年度における道内の食品ロスの発生量を試算したところ、事業者から28万トン、家庭から11万トンで、合計39万トンと推計されたところでございます。

道といたしましては、こうした推計値も参考としながら、引き続き、食品ロスの削減に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 経済部長倉本博史君。

○経済部長倉本博史君（登壇）初めに、知的財産の保護に関し、本道における知的財産の状況についてであります。知的財産権の中で、地域ブランドを確立する有効な手段である商標権につきましては、知的財産権の総出願件数の2562件のうち、1585件と約6割を占め、全国の約3割と比較すると、大きく上回っております。

また、すぐれた技術を保護する特許権についても、道内におきましては、農林水産など食関連分野の割合が14.2%を占めており、全国の2.4%と比較すると、大きくなっております。

本道では、豊富な農林水産資源を背景に、食関連産業で強みを有する産業構造を反映し、農林水産分野における知的財産権の出願が多い状況となっているところであります。

次に、女性の活躍推進についてであります。労働力調査によりますと、本道の女性労働者の正規雇用の割合は、平成29年で41.6%であり、全国と比べて2.9ポイント低く、また、女性管理職の割合は、道の調査で16%であり、小規模企業も含まれるものであるため、比較はできませんが、全国の調査より2.1ポイント高くなっております。

道といたしましては、非正規雇用労働者については、いわゆる不本意非正規の方々の正規雇用への転換が重要であり、女性管理職の比率の増加に向けては、企業におきまして、採用、昇進等の機会の積極的な提供が必要と考えているところであります。

道では、これまで、女性の活躍推進に向け、企業のトップへの意識啓発セミナーの開催や、女性の活躍に積極的な企業の認定・表彰制度を創設してきたところであり、加えて、本年度は、女性活躍推進の優良事例の収集、発信などを行うこととしており、今後とも、女性の活躍を一層推進してまいります。

次に、女性の就業率の向上に向けた取り組みについてであります。道では、女性の就業率の向上に向けて、子育て中の女性を対象に、マザーズ・キャリアカフェにおけるカウンセリングや、再就職の不安を軽減するためのセミナー等を実施してきたほか、あったかファミリー応援企業登録制度などにより、女性が働きやすい職場環境の整備を促進してきたところであります。

こうした中、マザーズ・キャリアカフェの利用者などからは、ブランクへの不安や、育児をし

ながら就職活動を行うことの時間的な制約が課題として挙げられております。

このため、本年度は、新たに、セミナー等への参加者に対し、託児サービスの提供や、就職に向けたきめ細やかなフォローアップを実施することとしており、さらに、マザーズ・キャリアカフェへの来所が困難な方にも利用していただけるように、電子メール等を活用したカウンセリングの導入などを検討し、利便性の一層の向上に努め、女性の再就職の促進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 環境生活部長渡辺明彦君。

○環境生活部長渡辺明彦君（登壇）初めに、再犯防止対策の推進に関し、更生保護の取り組みについてであります。犯罪や非行のない、安全で安心な地域社会を築くためには、犯罪の防止はもとより、犯罪を犯した者が、再び罪を犯さず、社会の一員として自立できるよう支援を行うことが重要であります。

このため、道では、更生保護に対する道民の理解が深まるよう、国と連携し、社会を明るくする運動を通じた啓発活動に取り組むとともに、道の公共工事入札参加資格の審査項目である社会貢献の一つとして、保護観察所への協力雇用主登録も対象としたほか、矯正施設に入所している高齢者や障がい者が、退所後に必要な福祉サービスを受けることができるよう、地域生活定着支援センターを設置し、関係機関と連携して支援を行うなど、更生保護にかかわる取り組みを進めているところであります。

次に、女性活躍社会の推進に関し、女性の活躍促進の取り組みについてであります。本道における女性の就業状況を見ると、就業の継続を希望しながらも、結婚、出産などにより離職する傾向が高いことから、女性が仕事と家庭生活を両立できる環境づくりを進めることが重要であるとの認識のもと、新たな男女平等参画基本計画において、働く場における女性の活躍促進を施策の基本方向として位置づけたところであります。

この中では、例えば、御指摘の小1の壁の解消や、保育に係る体制の整備促進に関連する施策については、育児、介護の支援体制の充実として整理し、放課後児童クラブを初め、延長保育や夜間保育の整備などに取り組むこととしており、引き続き、こうした女性活躍にかかわる施策について、女性活躍推進計画との継続性を踏まえながら、着実な推進に努めてまいります。

最後に、女性の社会参画にかかわる新規事業についてであります。社会参画に向けた意識喚起を図るため、今年度、新たに、起業をしている女性が講師となり、社会参画を希望する女性を対象とした、仕事、サービスに直接触れることができる体験会や、多様な社会参画の方法について学ぶセミナー、趣味や特技を生かしてものづくりに取り組む女性を対象に販売の場を提供する展示即売会などを一体として行うイベントのアクションHIROBAを、この秋に札幌市と釧路市で開催することとしているところであります。

道といたしましては、こうした取り組みを通じ、結婚や子育てを初め、さまざまなライフステージを迎える女性に対し、起業、NPO活動など、多様な社会参画のきっかけとなる有効な情報

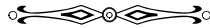
を効果的に発信し、女性が仕事と家庭生活を両立しながら、個性と能力を十分に発揮できる環境づくりに向けて取り組んでまいる考えであります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 大越農子さんの質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時29分休憩



午後2時53分開議

○議長大谷亨君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

中野渡志穂さん。

○28番中野渡志穂君（登壇・拍手）（発言する者あり）私は、通告に従いまして、以下、知事、教育長及び病院事業管理者に伺います。

初めに、SDGsについてであります。

国連は、貧困や飢餓、教育、ジェンダー、平和など17分野にわたる持続可能な開発目標、いわゆるSDGsを掲げ、2015年9月のサミットにおいて、我が国を含め、全会一致で採択されたところであります。

また、知事も、ことしの道政執行方針の中で、世界とともに歩む持続可能な地域づくりなどと述べられております。

そこで、SDGsに関連し、特に子どもや教育の分野について、以下、数点伺ってまいります。

国は、SDGsを達成するための施策の一つに、児童虐待防止対策の推進を掲げ、平成28年3月に閣議決定された、児童虐待防止対策に関する業務の基本方針を踏まえ、児童虐待について、発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化などを図ることとしております。

このような中で、東京都目黒区で発生した虐待による死亡事件は、本当に悲しい出来事であります。まずは、お子さんの御冥福を心よりお祈りいたします。

こうした事件が二度と起きないように、国や当該自治体においてしっかりと検証し、その検証結果に基づいて、各都道府県が、児童相談所の体制整備や関係機関との情報共有などについて検討すべきと考えます。

また、児童相談所を中心とした児童虐待への対応とあわせて、児童虐待の予防も重要と考えます。

産後鬱や子どもへの育児不安などにより、結果として虐待につながるケースもあるものと考えますが、育児セミナー、子育て相談などを通じて、命の大切さや、子どもの気持ちを尊重した、発達段階に応じたかかわり方、子どもの尊厳などへの理解を全道に浸透させることが、児童虐待の予防に向けて極めて重要と考えます。

さらに、今般の目黒区の事件においては、父親が主として虐待を行っていたと報じられており、今後は、父親も含めた取り組みの充実が重要と考えます。

そこで伺います。

児童虐待の予防について、道は、これまで、どのように取り組み、また、今後、どのように取り組もうとしているのか、伺います。

次に、幼児教育についてであります。

現在、道と道教委で策定を進めている幼児教育振興基本方針は、各幼児教育施設の活動を振り返るきっかけになるものと考えます。

しかしながら、各施設においては、多忙さから、日々の教育活動を振り返り、改善しようとする十分な余裕がない場合もあると考えます。

幼児教育の質の向上に当たっては、保育者や保育補助者などの人材が重要な役割を担っております。これら人材をしっかりと確保し、保育者が、学び、活動を振り返り、改善することができる環境を整えることが重要と考えます。

こうした環境をどのように実現していくのか、知事及び教育長の所見を伺います。

次に、障がい児の福祉についてであります。

子ども総合医療・療育センター、通称・コドモックルは、道内で唯一の小児総合専門病院として、ハイリスクの胎児や新生児に対する医療のほか、医学的根拠に基づくリハビリテーションを実施するなど、極めて大きな役割が期待されているものと考えます。

このコドモックルに関して、昨年、第4回北海道議会定例会で、私が、地域における子ども・子育て支援に関する取り組みについて質問をしたところ、病院事業管理者から、今後、在宅で医療を受けている患者の御家族に対し、日常生活における具体的な悩みを把握するための調査を行うとの答弁がありましたが、今般、そのアンケート調査の結果がまとまったと伺っております。

そこでまず、そのアンケート調査の結果はどのようなものであったのか、病院事業管理者に伺います。

また、私も、障がいを抱えるお子さんの御家族の方から、たんの吸引や栄養の管理など、身体的なケアの面で負担が大きく、在宅で大変御苦労されているという話をよく耳にしております。

このアンケート調査の結果を踏まえて、コドモックルでは、今後、どのように取り組んでいくのか、伺います。

さらに、近年、日本の人口は横ばいから減少傾向にある一方、障がいを抱える方々の数は増加傾向にあります。このような中、道においては、知事部局で旭川肢体不自由児総合療育センターを、道立病院事業会計でコドモックルをそれぞれ運営しております。

道内の障がい児への支援に当たっては、両者がなお一層連携して療育などに取り組むことが重要と考えます。どのように取り組んでいくのか、知事に伺います。

次に、夜間中学についてであります。

病気など、さまざまな事情により義務教育を十分に受けられなかった方々に対して修学の機会



を提供する夜間中学は、極めて意義あるものと考えます。

夜間中学については、第1回定例会における我が会派の代表質問に対して、道教委からは、公立夜間中学に求められる役割やニーズについて議論を進めるとともに、札幌市教育委員会とも連携しながら、本道における夜間中学の設置のあり方などについて検討していくとの答弁がありました。

道教委においては、夜間中学等に関する協議会を設置し、夜間中学の設置に向けた基本方針などについて検討しているものと承知しておりますが、公立夜間中学の役割やニーズをどのように取りまとめようとしているのか、また、いつまでに、本道における夜間中学の設置のあり方について整理しようとしているのか、教育長に伺います。

次に、医療問題についてであります。

北海道がんセンターと道は、2014年に、がんと診断されたり、がんで亡くなった患者の情報をまとめた「北海道のがん登録状況」を公表されました。

また、特定健康診査のデータなどから、地域ごとの健康状態や生活習慣の状況の差など、地域の健康課題をまとめた、北海道健康増進計画指標調査事業（健康課題見える化事業）の報告書も公表されております。

2014年の「がん登録状況」によると、2次医療圏別に見たとき、男女とも、札幌圏では、罹患率が高いが、死亡率は低いのに対して、道南、道東、道北の沿岸部では、罹患率が高く、死亡率も高い地域が多いことが明らかになったところであります。

そこで伺います。

まず、道は、これら地域別の特徴と、その要因についてどのように分析されているのか、また、今回明らかとなった地域間格差の状況を踏まえて、今後、どのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

また、がんの死亡率を減少させるためには、何といたっても、早期発見、早期治療につなげることが最も重要なことと考えます。

国が3年ごとに実施している国民生活基礎調査の結果によりますと、平成28年のがん検診受診率は、全国の40%程度に対して、本道は30%台と、全国を下回っている状況にあります。

今後、道民の受診率向上に向けて、どのように取り組まれるのか、あわせて伺います。

次に、メディカルウイングについてであります。

昨年7月、全国に先駆けて、メディカルウイングが北海道で本格運航を開始したところであります。初年度の搬送実績は、小児先天性疾患の5件を含め、21件となったところであります。

昨年度の搬送実績を踏まえ、メディカルウイング事業について、知事はどのように評価するのか、伺います。

また、道外から道内への搬送要請については、事業の対象外のために対応できなかったものと承知しておりますが、事は人命にかかわることであり、柔軟な対応が必要となる場合もあると考えます。

国ともしっかりと協議をしていくべきと考えますが、メディカルウイング事業の全国展開について、知事の所見を伺います。

次に、地域の歴史や文化の活用についてであります。

北前船寄港地は、函館市と松前町など、7道県の11市町村が、「北前船寄港地・船主集落」として昨年4月に日本遺産に認定され、この5月には、小樽市と石狩市など、7道県の27市町が追加認定されたところであります。

このような追い風の中、北前船交流拡大機構によって、中国遼寧省の大連市で、海外で初の北前船寄港地フォーラムが開催され、北前船のストーリーを海外に発信する取り組みもスタートしたものと承知しております。

北海道命名150年となる本年は、こうした地域の歴史や文化を積極的に発信していく好機であると考えます。道としてどのように取り組みを進めていくのか、伺います。

次に、縄文世界遺産についてであります。

縄文遺跡群の世界遺産登録については、北海道命名150年を迎える本年、ぜひとも国の推薦を得てほしいと期待しております。

さきの道議会第1回定例会において、議長名の意見書が議決され、菅官房長官や林文部科学大臣らに要望も行ったところであります。

道を初めとする4道県は、昨年8月にプロジェクトチームを設置し、国の推薦の獲得に必要な推薦書案を提出したものと承知しておりますが、過去数年間の活動で蓄積された課題や国からの指摘などを踏まえて、どのような工夫を行ったのか、伺います。

また、次回の国内推薦候補は、例年7月末に開催されている国の文化審議会世界文化遺産部会において選定されるものと承知しております。

北海道、北東北の縄文遺跡群は、自然との共生のもと、大きな争いがなく、1万年以上も存続した、極めてまれな先史文化を現代に伝える貴重なものであり、人類の財産として、世界文化遺産にふさわしいものと考えます。

世界遺産登録に向けては、国内あるいは道内における機運の醸成や、海外への情報発信なども重要な要素であると考えます。

推薦候補の決定に向け、どのように取り組んでいくのか、知事の決意を伺います。

最後に、災害対策についてであります。

地震や洪水などの災害発生時に備えて、子ども、妊産婦、高齢者など、避難において配慮が必要な方々がいる学校や幼稚園、保育所、病院、老人ホームといった施設において、あらかじめ対応方法などを定めておくことは極めて重要と考えます。

このような中、昨年6月に、水防法と土砂災害防止法が改正され、要配慮者利用施設の管理者などに対し、避難確保計画の策定が義務づけられたところであります。

そこで、道内における避難確保計画の策定状況について伺うとともに、未策定の施設においても策定が進むよう取り組むべきと考えますが、所見を伺います。

また、避難確保計画は、策定して終わりではなく、計画に基づいて各施設において避難訓練を実施することこそが重要と考えます。

訓練の実施状況についても、実態調査などにより現状を把握し、訓練の実施を促すべきと考えます。あわせて所見を伺います。

さらに、国土交通省は、昨年7月の九州北部豪雨災害による中小河川の氾濫など、近年の豪雨災害の特徴を踏まえ、全国の中小河川を対象に緊急点検を実施し、昨年12月にその点検結果を、中小河川緊急治水対策プロジェクトとして示したところであります。

道においても、土砂・流木対策や再度の氾濫防止対策、洪水時の水位監視として水位計の設置を進めているものと考えますが、現在の実施状況と今後の見通しについて伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）中野渡議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、SDGsに関し、まず、児童虐待の防止についてであります。児童虐待は、大切な命を脅かす、決してあってはならない行為であり、SDGsの関連からも、虐待の未然防止や早期対応は大変重要と認識をするものであり、道では、これまで、シンポジウムや街頭啓発などを通じた道民の皆様方の理解の促進を初め、市町村、関係機関が連携した見守り機能に対する技術的な支援などに努めてきたところであります。

道といたしましては、今後とも、児童相談所の機能強化や、市町村職員等への研修の充実を図るほか、中学生などの若い世代が、乳幼児と触れ合い、命の大切さなどを学ぶ機会の普及に取り組みとともに、市町村が、妊娠期から子育て期まで、ワンストップで乳幼児やその父母などを支援する子育て世代包括支援センターの設置を促進するなど、子どもたちが安全で安心して暮らせる地域づくりを一層進めてまいる考えであります。

次に、幼児教育の質の向上についてであります。近年、児童虐待など、子どもを取り巻く環境が極めて憂慮すべき状況にあり、子どもが健全な成長や発達を遂げていく上で、幼児教育施設、地域の役割は大変重要であると認識をするものであります。

こうした中、このたび国の保育指針などが改定され、より質の高い幼児教育の実践が求められておりますことから、道といたしましては、現在策定中の幼児教育振興基本方針において、より身近な地域での保育者の研修機会の確保や、教育活動の改善に向けた取り組みの普及のほか、虐待の未然防止に向けた、幼児教育施設における相談機能の強化などを盛り込んだところであります。

私といたしましては、本道の将来を担う子どもたちに充実した幼児教育を提供できるよう、保育者の専門性の向上や、関係機関と連携した、安全で安心な地域づくりなどに一層取り組んでまいる考えであります。

次に、がん検診の受診率向上についてであります。本道は、全国に比べ、検診の受診率が低く、がんによる死亡率が高いという課題があり、対策を効果的に進めていくためには、予防から

早期発見、早期治療といった総合的な取り組みを推進する必要があるとあり、検診の受診率向上をがん対策の柱の一つとして、取り組んでいるところであります。

こうしたことから、道といたしましては、市町村に対する研修会を通じて、特定健診との同時実施など、住民の利便性に配慮した検診の実施、電話などで受診をお勧めするコール・リコール等の取り組みを促進するほか、新たに、職域において、市町村のがん検診に係る情報を共有し、配偶者へのより効果的な受診の勧奨を行うなど、受診率向上への取り組みを一層推進してまいります。

次に、メディカルウイングについてであります。本事業は、広域分散型で、医療資源の偏在が著しい本道において、誰もが、どこに住んでいても、必要な医療が提供される仕組みとして極めて有効と考えるものであり、地域に暮らす方々の安心につながると考えるところであります。

昨年7月30日の就航以来、小児の先天性疾患など、地域の医療機関では提供できない医療を必要とする患者を、医師の継続した医学的管理のもと、短時間で高度・専門医療機関へ搬送しており、患者の身体的負担の軽減などが図られているものと認識をいたします。

私といたしましては、今後とも、関係機関相互の一層の連携を図り、メディカルウイングの運航実績を着実に積み重ねながら、道民の皆様方の医療の翼として、効果的で円滑な事業運営に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、地域の歴史や文化の活用についてであります。道では、先般、初めて海外で開催された中国大連市での北前船寄港地フォーラムに、函館市や松前町など寄港地の自治体、道内の経済団体とともに参加し、本道への誘客に向けて交流を深めたところであり、こうした歴史や文化の効果的な活用が、地域の活性化に向けて意義深いものであると改めて認識をしたところであります。

道といたしましては、北前船寄港地などの日本遺産をめぐる観光ルートづくりや、その啓発に向けた中・高生のワークショップの開催などにより、地域の貴重な歴史・文化資源のより一層の磨き上げや、国内外への積極的な情報発信に努め、交流人口のさらなる拡大が図られるよう、地域と一体となった取り組みを積極的に展開してまいりたいと考えております。

最後に、縄文世界遺産に係る今後の取り組みについてであります。本年4月23日に東京において、私自身も含め、4道県の知事、議長、そして国会議員を初めとする関係者が一堂に会し、総決起大会を開催するとともに、文科大臣などに対して要望活動を行い、我々の熱い思いを受けとめていただいたところであります。

今後は、北海道、北東北の縄文文化のすばらしさを国内外へ情報発信するため、北の縄文道民会議などの関係者の皆様方とともに、今月下旬から集中的に、縄文夏まつりといったイベントを開催するほか、多くの外国人の方々が訪れる主要な交通拠点や観光地において、多言語に対応したPRを行うなど、登録への機運をさらに盛り上げていきたいと考えております。

そして、北海道150年を迎えることしこそ、世界文化遺産の国内候補として推薦をしていただき、北東北3県や関係自治体・団体としっかり連携し、世界遺産登録の実現に向けて取り組んで

まいりたいと考えているところであり、道議会の皆様方の御支援を心からお願い申し上げます。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 保健福祉部長佐藤敏君。

○保健福祉部長佐藤敏君（登壇）まず、SDGsに関し、障がいのある子どもへの支援についてでございますが、障がいの気づきの段階から、身近な地域において、等しく一定の療育が受けられる支援体制を整備することは大変重要であると考えております。

このため、道では、本道の障がい児療育の中心的な役割を担う旭川肢体不自由児総合療育センターとコドモックルの専門職員を、放課後等デイサービス事業所や保育所などの関係機関に派遣し、療育技術、相談技術の向上に向けた支援の充実に努めているところでございます。

今後は、各圏域において、地域の連携体制づくりに中核的な役割を担う市町村子ども発達支援センターの専門的機能を強化するとともに、旭川療育センターとコドモックルが緊密な連携を図りながら、全道域を対象に重層的な支援体制の構築を進め、障がいのある子どもに対する支援の充実に取り組んでまいります。

次に、医療問題に関し、がん対策に係る地域課題についてでございますが、本道のがんの罹患率、死亡率は、平成26年の地域がん登録では、地域ごとの登録状況に差があるものの、2次医療圏別に見ますと、南渡島、西胆振、釧路などの沿岸部で比較的高く、たばこ対策、バランスのよい食生活などの生活習慣改善や、がん検診の受診促進など、がんの予防、早期発見、早期治療等への取り組みが特に重要となっております。

昨年度、新たに、地域における健康課題の見える化事業に取り組んでおりまして、今年度末からは、全てのがん患者を対象とした全国がん登録の情報が活用できる予定でありますことから、今後、道といたしましては、これらの登録状況をより高い精度で分析した上で、がん対策推進委員会や関係機関等の御意見をお伺いしながら、地域の課題に対応したがん対策を検討し、効果的、効率的な施策を推進してまいりたいと考えてございます。

最後に、メディカルウイングの全国展開についてでございますが、道では、これまで、全国を運航圏とする広域的な搬送体制の整備につきまして、国に対して要請してきたところであり、昨年来、本格運航を実施する中でも、本事業の対象となっていない道外からの搬送について問い合わせがあるなど、都道府県を超えた本事業に対するニーズはあるものと考えております。

道といたしましては、昨年度の運航実績を十分に検証した上で、全国を運航圏とする搬送体制の整備について、引き続き国へ要請するとともに、道や北海道航空医療ネットワーク研究会のホームページ、SNSを活用した情報発信など、さまざまな機会を捉え、本事業の意義や役割などを全国の関係者へ広く発信していくと考えてございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 環境生活部長渡辺明彦君。

○環境生活部長渡辺明彦君（登壇）縄文世界遺産に関し、推薦書素案についてであります。昨

年7月の文化審議会におきまして、北海道、北東北の縄文遺跡群を一つの地域文化圏として捉え、他地域と比較した場合の優位性、代表性などを明確にすることや、それぞれの遺跡が全体の価値にどう貢献するのかといった点の整理が求められ、選定が見送られたところでございます。

こうした指摘に対応するため、国内外の専門家からのアドバイスもいただきながら、本年3月に文化庁に提出した推薦書素案では、生物多様性に満ちた森林資源や海洋資源など、共通の自然環境を背景に、狩猟、採集、漁労を基盤とした生活が1万年以上も続いたという価値について説明を充実させたほか、それぞれの遺跡の集落の構成や土地の利用形態について、縄文時代全体の変遷の中でどこに位置づけられているのか、図表やイラストを使うなど、わかりやすい工夫を加え、整理を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総務部危機管理監橋本彰人君。

○総務部危機管理監橋本彰人君（登壇）災害対策に関し、要配慮者利用施設における避難の取り組みについてであります。昨年6月の水防法等の改正により、洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設におきましては、避難確保計画の作成と訓練の実施が義務づけられ、現在、国において、これらの実態調査が行われているところであり、本年秋ごろを目途に、その結果が公表される予定と承知をいたしております。

社会福祉施設を初め、医療施設、学校など、防災上の配慮を要する方々が利用する施設におきましては、円滑かつ迅速な避難の確保が特に重要でありますことから、道といたしましては、河川、砂防や、危機管理を初め、保健、福祉、教育など、関係する部局が連携を図りながら、さまざまな機会を通じて、市町村、施設の管理者等に対し、避難確保計画の策定や訓練の実施をこれまで以上に働きかけるなど、要配慮者利用施設の避難体制の強化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 建設部長岡田恭一君。

○建設部長岡田恭一君（登壇）災害対策に関し、中小河川緊急治水対策プロジェクトについてであります。道では、このプロジェクトに基づき、過去の被災状況や施設の整備状況により、土砂・流木対策として5溪流、再度の氾濫防止対策として21河川、危機管理型水位計などの設置を583河川において、おおむね3年間で取り組むこととしているところであります。

今年度までに、土砂・流木対策は4溪流で、再度の氾濫防止対策は21河川の全てで工事を実施するほか、危機管理型水位計は191河川において設置を予定しているところであります。

道といたしましては、中小河川緊急治水対策プロジェクトの趣旨を踏まえ、平成32年度をめどとして対策が完了するよう、今後とも、国へ要望するなど、必要な予算の確保に努めますとともに、ハード、ソフトの対策を一体的に推進し、道民の皆様方の安全、安心な暮らしを確保してまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 病院事業管理者鈴木信寛君。

○病院事業管理者鈴木信寛君（登壇）中野渡議員の御質問にお答えをいたします。

SDGsに関し、まず、子ども総合医療・療育センター、通称・コドモックルでのアンケート調査の結果についてであります。コドモックルでは、障がいを抱えるお子さんの御家族などに対し、在宅での生活における現状とニーズを把握するため、今般、アンケート調査を実施したところであります。

その結果、対象者の143名の66%に当たる94名の方から回答があり、喀たんの吸引、経管栄養の管理のほか、血中酸素飽和度や脈拍の測定などの継続的な医療的ケアを行う必要があることから、御家族の負担が大きい実態が見られるとともに、在宅サービスの利用状況については、約4割の方が、短期入所などの受け入れ先がないことなどにより、十分な休息がとれない状況であるほか、約8割の方から、こうしたサービスが身近にふえてほしいといった希望があったところがあります。

次に、今後の取り組みについてであります。このたびのアンケート調査により、在宅で重症心身障がい児者の方々を介護する御家族の負担の大きさが改めて明らかになったところであり、今後、道立病院局としては、御家族の負担軽減を一層図るため、コドモックルにおける短期入院などの対応や、在宅支援体制の強化について検討するとともに、関係部との連携のもと、医療関係者などで構成する北海道小児在宅医療推進協議会に参画し、地域の医療機関や福祉施設などとのネットワークづくりを進め、重症心身障がい児者の方々が、御家族とともに、安心して、住みなれた地域で在宅療養生活を送ることができる環境の整備に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 教育長佐藤嘉大君。

○教育長佐藤嘉大君（登壇）中野渡議員の御質問にお答えいたします。

SDGsに関し、まず、幼児教育の質の向上についてであります。現在策定中の幼児教育振興基本方針は、全ての子どもを対象として、幼児教育施設を初め、家庭や地域など、多様な場における幼児教育の充実を図るものであり、全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保するなど、17のゴールを目指すSDGsの目標達成に資するものと認識しております。

このため、高い専門性と職業倫理によって教育活動を支える保育者が、キャリアステージに応じ、資質、能力を一層高めるためには、研修体系の整備と研修内容の充実を図ることが重要であり、全道のどこでも研修の機会が確保できるよう、管内単位など、身近な地域で受講できる遠隔研修の実施や、オンデマンド教材を活用した研修などを行うこととしているところでございます。

今後は、本方針に基づき、保育者が、安心、快適に働くことができる体制づくりや、幼児教育施設のさまざまなニーズを踏まえた効果的な研修、助言の仕組みなどについて、現場の保育者等の意見も聞きながら、知事部局と検討を進め、保育者の確保や質の向上に向けた環境づくりに取り組んでまいります。

次に、夜間中学についてであります。道教委では、昨年11月に、夜間中学に関して具体的な検討を進めるため、道や札幌市の職員に加え、学校職員、自主夜間中学などの民間団体の関係者、学識経験者などにより構成される、夜間中学等に関する協議会を設置し、これまで、公立夜間中学に求められる役割やニーズの把握のあり方などについて、協議を行ってきたところであります。

本年度は、協議会で、対象者や方法などについて議論をいただいた上で、夜間中学に対する道民のニーズを把握することとしており、さらに、その結果を踏まえて、本道における夜間中学に求められる機能などについて協議を進めるとともに、引き続き、札幌市教育委員会とも連携しながら、協議会での議論を踏まえ、本道における夜間中学の設置のあり方などについて検討してまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 中野渡志穂さんの質問は終了いたしました。

吉川隆雅君。

○47番吉川隆雅君（登壇・拍手）（発言する者あり）お疲れさまでございます。

それでは、今定例会の一般質問の最後になりますが、通告に従い、順次質問してまいります。最初に、道産ワインの振興についてであります。

日に日に暖かくなり、道内各地のワイナリー、ヴィンヤードなどでは、ブドウの生育も健やかに進んでいるものと思います。

小高い傾斜から望む一面のブドウ畑や、美しい四季の自然と調和した建物など、本道のワイナリーの景観は、訪れる方々を魅了しており、そこで飲むワインはまた格別のものがあります。これから、爽やかなスパークリングワインや、きりりと酸のきいた白ワインがおいしい季節を迎えます。

今、道内のワイナリーの数は35にまでふえ、国内外の資本の参入など、新たな動きも見え始めました。

フランスの老舗ワイナリーであるモンティエユ社が函館市内に参入する動きや、大手企業によるブドウ栽培面積の拡大など、国内有数のワイン産地として北海道が評価をされております。そうした動きを後押ししたのは、言わずもがなですが、本道で生産される醸造用ブドウの品質の高さと、生産者の熱意から生み出されるワインの味わいのよさにほかなりません。

さて、本年10月には、国産ブドウのみを原料とし、国内で製造された果実酒だけを日本ワインとする表示ルールが適用が始まります。日本ワインの品質が高まり、海外に向けた展開も大いに期待されるところであります。

こうした中、道産ワインの地理的表示については、先月28日にパブリックコメントが終了し、国内で「山梨」に次いで2例目となる指定が目前に迫っていると感じております。

消費者に対して品質やブランドを担保し、道産ワインを一段高いレベルへ押し上げる制度であるとして、道も地理的表示の指定に向けて動き出すべきだと、私は平成26年の第1回定例道議会



で質問させていただき、それから4年余りの歳月がたちました。

ブドウは、苗木を植えてから一定の収量を得るまでに、四、五年程度の年月がかかると言われておりますが、最初の質問から今日に至るまで、ブドウの木が成長し、豊かな実りをつけるかのように、道産ワイン産業も大きく成長してきたことを感じ、うれしく思っております。

そこで、まず最初に、いよいよ指定を控えたG I 北海道が本道にどのような導入効果をもたらすと考えているのか、知事の所見を伺います。

北海道が地理的表示の指定を受ければ、ワインでは、山梨県に続く、日本を代表するワイン産地として、世界にその名をはせることになると思います。そこで、しっかりとその品質を管理し、消費者から信頼される産地の形成に取り組んでいく必要があります。

産地として、G I 北海道と表示するワインの品質をどのように管理していくこととなるのか、また、G I 北海道に適合するワインとして、どのくらいの申請が予定されているのか、その運用について伺います。

地理的表示が指定となり、ワイン産地・北海道を力強く形成していくためには、品質を担保する、ワインづくりに携わる人材を、産地が一体となって育成していくことが重要であります。

そうした観点から、道では、人材育成事業として、平成27年はワイン塾を、平成28年からはワインアカデミーを開講し、北海道大学大学院などとの連携のもと、ワイン醸造や醸造用ブドウの栽培に携わる方々の技術の向上からマーケティングまでを学ぶ施策を展開しております。

著名なワインコンサルタントである田辺由美先生を名誉校長としてお招きし、アメリカのUCデービス校のロジャー・ボルトン先生を初めとする、世界に名立たる専門家を講師として招聘するほか、現地での実習を大切にするカリキュラムは、国内でも有数の人材育成事業であると捉えておりますが、ワインアカデミーとして3年目を迎え、これまでの成果についてどのようになっているのか、また、今年度はどのような内容で取り進めていくこととしているのか、伺います。

新たな表示ルール of 適用を控える中、大手ワイナリー等による国内産原料の確保に向けた醸造用ブドウ栽培の動きが道内外で拡大しており、苗木の不足が全国的に深刻化しております。

道が昨年実施したアンケート調査の結果によると、平成30年から32年の3カ年における植栽希望本数の15万本に対し、確保済みと回答があった本数は約2万本との結果であると承知しております。

苗木の確保に当たっては、道内における生産技術の向上や道外からの安定供給、海外からの苗木の輸入に係る検疫対策といった課題があり、そうした中、本年3月に、駐日フランス大使から知事に対し、フランスからの苗木の輸入促進に向けた支援の要請があり、知事も、農林水産省に働きかけると応答されたと伺っております。

今後の道産ワインの振興に当たって、苗木不足は喫緊の課題であり、対策を講じていくことが不可欠ですが、道として、苗木の確保に向けて、どのように取り組むのか、伺います。

道は、昨年度、首都圏や道内のリゾート地域において、道産ワインの魅力を多くの方々に知ってもらうためのプロモーションを展開してまいりましたが、地理的表示のスタートを機に、さら

に道外や国外に向けたプロモーションを展開して、道産ワインの品質の高さを発信し、道産ワインの産業としての育成に力を入れていくべきと考えますが、今後、どのような取り組みを行おうとしているのか、伺います。

次に、恐竜化石の活用についてであります。

北海道は、本年、命名から150年ですが、恐竜の時代は、今からおよそ2億3000万年前から6500万年前にまでさかのぼります。

中生代白亜紀のころ、今の北海道一帯は海だったと言われております。その後、北米プレートとユーラシアプレートの接近など地殻変動を繰り返し、北海道の原型が誕生したのはおよそ1000万年前のことです。

土砂などが堆積してできた地層が、このような地殻変動などによって表出してくるわけですが、北海道には、宗谷岬から浦河までにかけて、白亜紀に堆積した蝦夷層群という地層が存在しております。

この蝦夷層群のライン上には、恐竜や首長竜、アンモナイトなどの化石が発掘されている中川町、小平町、三笠市、夕張市、むかわ町穂別などがあり、先日発表された、ティラノサウルス類と目される化石も蝦夷層群から発見をされております。

芦別市で発見されたこの化石は、北海道大学と三笠市立博物館の研究グループにより、体長が6メートルほどの中型のティラノサウルス類である可能性が高いと発表されました。

ティラノサウルスは、体長が13メートルに迫る大型の肉食恐竜であり、人気、知名度とも恐竜界でナンバーワンと言える存在ですが、白亜紀中期から後期にかけて大型化していったと言われており、この時代の化石の発見が少ないことから、今回の化石は、ティラノサウルス類の巨大化の解明にとって重要な成果となるであろうと見込まれております。

昨年発表された、国内で最大の全身骨格であるハドロサウルス類、通称・むかわ竜の発見など、今、北海道は、世界の恐竜研究をリードする土地になったと言っても過言ではないと考えております。

実は、日本で初めて名前がついた恐竜化石も、現在のサハリン、当時の北海道樺太で発見されたニッポノサウルスであり、北海道は、まさに日本の恐竜研究の発祥の地であり、最先端の地なのであります。

さて、こうした数多くの発見例からすれば、本道には、まだまだ多くの種類の恐竜化石が眠っていると考えていいのではないのでしょうか。

化石の発掘調査、研究については、その大部分が北海道大学などの学術研究機関によって行われていますが、多くの化石が出土している自治体である北海道として、この分野の研究の推進に寄与するために、何らかの役割を担っていくべきであると考えます。

また、化石を地域資源として活用していくためには、調査研究を速やかに進めていく必要があります。さらに、その後の展示や道民への普及の観点からも、道内の博物館の中核的役割を担う北海道博物館に寄せられる期待は大きいものと考えます。

北海道大学総合博物館や道内の自治体の博物館などと北海道博物館が連携協力して、調査研究、展示などに取り組み、より多くの道民の皆様には化石に親しんでもらう機会を提供していくことを検討すべきと考えますが、道の見解を伺います。

むかわ町で今年度スタートした、将来の古生物学者の育成も視野に入れ、子どもたちに化石に親しんでもらう取り組みである、むかわ町子ども化石くらぶ、ハドロキッズチームの開講式に私も参加をさせていただきましたが、化石を前にした子どもたちの心躍る様子が手にとるように伝わってきました。

赤れんが庁舎で行われた、むかわ竜のPRイベントにも、定員を上回る方々が参加されており、恐竜化石が、子どもから大人まで多くの人々の心を引きつける、価値のある地域資源であることは間違いのないこととあります。

国内では、世界で3大恐竜博物館と言われるまで注力をしている福井県立恐竜博物館や、化石が発掘されている他自治体との連携に取り組んでいる兵庫県丹波市など、積極的にその活用に取り組んでいる自治体も多く見られます。

道では、恐竜化石が発掘されている道内の各地域が連携した取り組みを進めるため、本年1月に北海道恐竜・化石ネットワーク研究会を立ち上げており、また、北大博物館の分室をむかわ町穂別博物館に設置する覚書が北大と町との間で交わされ、今後、この博物館が、北大生や研究者がフィールドワークを行う拠点となるなど、関係機関が連携を深める取り組みが展開されようとしているところであります。

2020年には、東京オリンピック・パラリンピックの開催により、さらなるインバウンドの増加が見込まれているところですが、オリパラを契機とした、インバウンドや国内からのさらなる北海道への誘客を視野に入れ、恐竜化石を地域の観光資源として捉え、観光コンテンツとして組み立てていく取り組みが必要と考えます。

例えば、恐竜化石を展示している各地域と連携し、来道客に、恐竜化石を展示している施設を周遊してもらおうルートづくりや、全国のダムで配付して人気を博しているダムカードを参考に、恐竜化石を展示している施設に行かなければ入手できない恐竜カードを作成するなど、PR手法を検討すべきと考えます。

恐竜化石を地域資源として活用し、地域の活性化を図っていくためには、恐竜化石が発掘された各地域が連携し、イベントや情報発信に積極的に取り組んでいく必要があると考えますが、見解を伺います。

最後に、家庭教育への支援について伺います。

生まれたばかりの赤ちゃんにとって、家庭とは、最初の、そして原点となるコミュニティーであります。赤ちゃんは、家庭の中で、親、兄弟から、生活や発達に必要な言葉、朝起きて顔を洗う、朝食をとる、歯を磨くなどの生活習慣、他者と接するときのコミュニケーション方法などを、その成長の過程で学んでいくものであります。

また、本を読んだり、机に向かって勉強するなどの学習習慣、他者への思いやり、いたわり

や、お小遣いをどう使うかといった経済観念も家庭の範疇で学ぶことが多く、「三つ子の魂百まで」と言われるように、その子の人間性や脳の発達に与える影響も大きく、とりわけ、乳幼児期の家庭での教育のあり方が重要であると私は考えます。

一方で、子どもの教育の第一義的な責任は親が持つものでありますが、子どもは、家庭だけで育つものにあらず、学校や地域の中で見守られながら、さまざまなことを学んでいくものであります。

しかしながら、近年は、都市化や核家族化、少子化、雇用環境の変化などにより、人間関係が希薄化し、親が子育ての悩みなどを相談できる機会が少なくなっております。

社会の中で家庭が孤立するケースもあり、家庭内で、夫婦間の子育てについての共通理解、協働がうまくいかない場合や、赤ちゃんが泣きやまないなど、子育てをうまくコントロールできないと感じてしまう場合など、しつけとして行った行為が児童虐待へと深刻化するケースもあるものと思います。

教育とは、まさに人を育てることであり、さまざまな意見や考えもあり、正解を一律に導き出せるものではありません。だからこそ、親や保護者一人一人が、思い悩みながらも、懸命に子育てを行い、教育を行っていくのだと思います。

子どもたちの笑顔は、私たちに未来への大きな希望を抱かせるのに十分な輝きを持っております。その笑顔を守り、虐待やいじめなどにより、かけがえのない命が失われることのないようにするためにも、地域社会から家庭教育への支援としてアプローチできる施策を道として進めていく必要があると考えます。

道として、家庭教育についてどのように考え、支援していこうと考えているのか、教育長の所見を伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）吉川議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、道産ワインの振興に関し、まず、地理的表示の導入効果についてであります。ワインなど酒類の地理的表示については、産地につながる特性が明確であることや、その特性を維持するための管理が行われることを要件として、国が指定する制度であり、道内のワイナリーで構成する道産ワイン懇談会が国税庁に地理的表示の申し立てをしていると承知いたしているところであります。

私といたしましては、この指定により、道産ブドウを使用して道内で醸造されていることや、一定の基準を満たした品質であることを消費者に対して明確に示すことで、信頼性の向上が図られることから、大きな期待を寄せているところであります。

また、北海道という地名を付したワインを、国内はもとより、国外にアピールすることにより、ブランド力向上や販路拡大が図られ、食関連産業や観光業等の道内の関連産業へも大きな経済波及効果があるとともに、世界に通用するワインの産地としての発展にもつながるものと考え

るところであります。

次に、苗木の確保についてであります。国内でのワイン消費の高まりに合わせて、近年、道内においてはワイナリーの開設が増加してきており、これに伴い、醸造用ブドウの栽培に必要な苗木が十分に確保できていない状況になっております。

このため、道では、道総研などと連携をし、道内における苗木生産に関するマニュアルを作成するとともに、道外からの苗木の共同購入体制の構築に向けた検討を行っているところであります。

また、こうした取り組みとあわせて、道内に向けた苗木の供給の機会を広げていく観点から、ブドウの苗木の輸出を希望する国などと意見交換を進めており、それらを踏まえ、具体的な要望事項を取りまとめ、国費要望などの機会を捉え、農林水産省に対する働きかけを引き続き行ってまいる考えであります。

次に、道産ワインの振興についてであります。道では、これまで、首都圏において、流通業、飲食業の関係者を招いた、道産ワインや、ワインに合う道産食材を紹介する「北海道 食とワインの夕べ」の開催、国内各地の百貨店における北海道フェアへの出展など、道産ワインの魅力を広める取り組みを進めてきているところであります。

私といたしましては、地理的表示の指定を契機に、ほかの産地との差別化を図り、国内はもとより、国外に向けてもプロモーションを行うなど、各般の施策を展開し、さらなる知名度の向上とブランドの確立に向けた取り組みを行ってまいる考えであります。

本年度は、関西方面でのプロモーションにも力を入れていくために初めて大阪で開催いたします「食とワインの夕べ」や、本年、新たにバンコクに開設をする北海道どさんこプラザでの北海道フェアや商談会など、国内外でのPRのほか、引き続き、道内の飲食店や消費者向けのプロモーションを行うなど、食の北海道ブランドを一層高められるよう、道産ワインの振興に積極的に取り組んでまいります。

最後に、恐竜化石を活用した地域づくりについてであります。本道の各地域で発掘されている恐竜などの化石を、個性豊かな地域資源として活用し、地域の活性化につなげていくため、道では、昨年度、北大の協力もいただきながら、三笠市やむかわ町などとともに、北海道恐竜・化石ネットワーク研究会を設置し、その活用について検討を重ねてきているところであります。

今年度は、こうした研究会を中心として、恐竜化石をテーマとした講演会等の開催や、道のホームページ上での情報発信に加え、インバウンドなどのさらなる誘客を視野に入れ、各種の恐竜化石をめぐる観光コンテンツの検討を行うなど、恐竜化石という太古からの貴重な資源を磨き上げ、地域活力の造成や子どもたちの夢を育む取り組みを積極的に展開してまいる考えであります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 経済部食産業振興監中田克哉君。

○**経済部食産業振興監中田克哉君**（登壇）道産ワインの振興に関し、初めに、地理的表示保護制度の運用についてであります。国のガイドラインでは、産地の自主的な取り組みにより、地理的表示を使用する酒類が一定の生産基準に適合していることを管理機関が継続的に確認することとされております。

このため、管理機関として、道内のワイナリーを初め、北海道大学や道立総合研究機構などの産学官で構成される地理的表示「北海道」使用管理委員会が設立されたところです。

本委員会では、品質の管理として、道産ブドウのみを原料とし、道内で、醸造、貯蔵、容器詰めを行ったワインであること、理化学的な分析として、酸やアルコール分の含有量のほか、官能検査など、地理的表示「北海道」生産基準に適合することを確認することとしており、初年度は、約150銘柄が申請される予定と承知しております。

次に、道産ワインに係る人材育成についてであります。道では、ワイン醸造やブドウの生産に携わる人材の知識、技術力の向上を図るため、平成27年度はワイン塾を、平成28年度からは北海道ワインアカデミーを開講し、国内外の専門家を迎え、ブドウ栽培や醸造、マーケティングなど、総合的な人材育成を行っているところです。

これまでに77名が受講し、良質なブドウの生産技術や高いワイン醸造技術を学び、新たに四つのワイナリーが開設されるなど、道産ワインの振興や、品質、ブランド力の向上につながっているものと考えております。

また、本年度は、北海道大学や関係団体と一層連携を強化し、発酵に関する基本的な知識の習得や、ワイナリーなどでの栽培や醸造の技術を学ぶ、より実践的な研修のほか、先進地である山梨県での道外研修を新たに行うなど、さらなる内容の充実を図り、ワイン産地・北海道を担う人材の育成に取り組んでまいります。

以上でございます。

○**議長大谷亨君** 環境生活部長渡辺明彦君。

○**環境生活部長渡辺明彦君**（登壇）恐竜化石の活用に関し、北海道博物館の今後の取り組みについてであります。北海道博物館では、これまでも、道内の化石発掘などの調査に参加や協力をしてきているところであり、今後の発掘、調査研究においては、地元市町村や北海道大学などと連携協力しながら、本道の中核的博物館として、学術的な面からも、関係者間のネットワークづくりを進めてまいりたいと考えております。

また、北海道博物館では、これまでも、恐竜化石をテーマにした企画展を実施してきておりますが、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催や、民族共生象徴空間の開設との相乗効果も期待されますことから、最近の研究成果などをもとにした、国内外の子どもから大人まで多くの方々に来場していただける、恐竜や化石の企画展の開催についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**議長大谷亨君** 教育長佐藤嘉大君。

○教育長佐藤嘉大君（登壇）吉川議員の御質問にお答えいたします。

家庭教育への支援についてであります。家庭教育は、全ての教育の出発点であり、子どもたちが、基本的な生活習慣や自立心、社会的マナーなどを身につける上で重要な役割を担うものであります。近年は、家庭環境の多様化や地域コミュニティの希薄化などを背景に、家庭教育力の低下が指摘されており、その充実が求められていると認識をしております。

このため、道教委では、市町村教育委員会など関係機関と連携し、保護者にとって必要な情報を、乳幼児健診などの機会に提供しているほか、子育てに関する悩みや不安などの身近な相談相手として、家庭教育ナビゲーターの養成に努めてきているところであります。

今後も、より一層、広く地域の人材を養成するとともに、知事部局と連携し、それぞれの市町村において、家庭教育ナビゲーターや保健師を含む家庭教育支援者のネットワーク化を進め、さまざまな相談等に地域全体で対応することができるよう、家庭教育支援の充実を努めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 吉川隆雅君の質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

これをもって質疑並びに質問を終結いたします。

#### 1. 予算特別委員会の設置

##### 1. 議案の予算特別委員会付託

○議長大谷亨君 お諮りいたします。

日程第1のうち、議案第1号及び第2号については、本議会に27人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長大谷亨君 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

---

（上の議案付託一覧表は巻末議案の部に掲載する）

---

#### 1. 予算特別委員の選任

○議長大谷亨君 お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長大谷亨君 御異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

---

（上の委員名簿は巻末**その他**に掲載する）

---

#### 1. 議案の新幹線・総合交通体系対策特別委員会付託

○議長大谷亨君 お諮りいたします。

議案第7号については新幹線・総合交通体系対策特別委員会に付託することにいたしたいと思  
います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長大谷亨君 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

---

（上の議案付託一覧表は巻末**議案の部**に掲載する）

---

#### 1. 議案及び報告の常任委員会付託

○議長大谷亨君 次に、残余の案件につきましては、お手元に配付の議案付託一覧表のとおり、  
それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

（上の議案付託一覧表は巻末**議案の部**に掲載する）

---

#### 1. 休会の決定

○議長大谷亨君 お諮りいたします。

各委員会付託議案等審査のため、6月28日から6月29日まで、及び、7月2日から7月5日ま  
で本会議を休会することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長大谷亨君 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

7月6日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時6分散会